

## 令和2年第1回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和2年3月6日（金曜日）午前10時開議

---

### 出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長	萩原 達雄	副村長	齋藤 一郎
教育長	庄子 明宏	教育次長	齋藤 浩
総務課長	早坂 勝伸	企画財政課長	佐野 克彦
住民生活課長	金刺 隆司	税務課長	残間 文広
健康福祉課長	早坂紀美江	産業振興課長	渡邊 愛
都市建設課長	後藤 広之	学校教育課長	八巻利栄子
社会教育課長	大沼 善昭	村誌編纂室長	文屋 寛
会計管理者	齋藤 善弘		

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

---

### 議事日程（第3号）

令和2年3月6日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 9号 村道路線の認定について
- 第 3 議案第10号 第六次大衡村総合計画基本構想及び基本計画について

- 第 4 議案第 11 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 5 議案第 12 号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 6 議案第 13 号 令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 14 号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 15 号 令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 16 号 令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 10 議案第 17 号 令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 11 議案第 18 号 令和元年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 12 議案第 19 号 令和 2 年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 13 議案第 20 号 令和 2 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 14 議案第 21 号 令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第 15 議案第 22 号 令和 2 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 16 議案第 23 号 令和 2 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第 17 議案第 24 号 令和 2 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 18 議案第 25 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）と同じ

---

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 2 年第 1 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番佐藤 貢君、1番小川克也君を指名いたします。

---

## 日程第2 議案第9号 村道路線の認定について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第9号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案書の16ページをお願いいたします。あわせて、別紙の説明資料のほうでご説明をさせていただきます。

村道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号183、路線名が海老沢2号線、起点が大衡村大衡字海老沢から、終点が大衡村大衡字海老沢になります。

続きまして、別紙の議案の説明資料の図面のほうでご説明をさせていただきます。

今回提案させていただきます路線につきましては、説明資料の赤の実線でお示ししている箇所になり、起点が村道海老沢線との交差点、終点が村道海老沢持足線との交差点になるもので、路線延長は約80メーター弱になるものでございます。

当該路線につきましては、平成29年より海老沢地区住民の皆様から災害時など有事の際の避難路として整備要望を受けていた路線でございますが、平成29年以降、関係地権者の皆様により海老沢地区の土地活用に係る勉強会など、面的整備もあわせて検討が進められてきております。

村では、この面的整備につきまして具体的に計画されてきたことを踏まえまして、海老沢線の道路改良について今年度より調査設計を進めてきたところでございますが、説明資料の青色の点線のとおり整備区間としたいことから、計画区間のうち村道認定されていない村道海老沢線と村道海老沢持足線とをつなぐ区につきまして新たに村道認定

することを提案させていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） おはようございます。

まず、海老沢2号線の村道路線認定について、議案の提案について、地元衡下地区の一人として感謝申し上げる次第であります。海老沢地区のこの本路線の認定につきましては、村長施政方針にもありましたが、海老沢地区の市街化に向けた、ただいま課長のほうから説明がありましたが、地元住民による勉強会等で進めてきております、民間によります宅地開発に伴う基幹道路整備のための認定提出と理解するものであります。

宅地開発に向けた、村として動向をどのように捉えているか、その辺、推進状況についてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） この民間事業者による宅地開発なんですが、何か民間事業者のほうから関係の地権者向けに昨年の12月上旬に事業計画の案ということで説明会が開催されております。それを受けまして、関係する地権者の皆様、検討されまして、ことしに入りまして1月下旬におおむねの方から計画に賛同するというような結果になりましたということで報告をいただいているところでございます。

このことを踏まえまして、現在、事業者側のほうでは開発区域の確定に向けて詳細の調整を行っているという状況となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第10号 第六次大衡村総合計画基本構想及び基本計画について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第10号、第六次大衡村総合計画基本構想及び基本計画についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは、議案第10号、第六次大衡村総合計画基本構想及び基本計画についてでございます。

議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

第六次大衡村総合計画基本構想及び基本計画について、第六次大衡村総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による大衡村議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

配付しております別冊にてご説明申し上げたいと思います。よろしく、10号別紙にてご説明申し上げたいと思います。

まず、目次でございます。お開き願いたいと思います。

目次でございますが、1つの大項目、序論がございます。これをさらに5つの章に分けまして、第1章については総合計画についての策定背景、考え方、構成と役割を示してございます。

第2章は、大衡村の現況といたしまして人口及び世帯数、住民流動、産業の動向、財政状況、民力分析を示してございます。

第3章は、住民等の意識ということで住民アンケート調査、中学生のアンケート調査等々の結果を載せているものでございます。

第4章は、大衡村を取り巻く社会潮流ということで10項目で整理しているものでございます。

第5章は、大衡村のまちづくりの課題といたしまして、住民アンケートの結果、まちづくり委員会、レディース委員会などのご意見を踏まえ、6項目で整理しているものでございます。

2つの大項目、基本構想でございます。これは3章に分けてございます。

第1章といたしまして、まちづくりの基本理念として、10年後の村の姿や目指すべきまちづくりの方向性を明らかにするための基本理念とキャッチフレーズを示しているものでございます。

第2章は、大衡村の将来像として、10年後の人口及び世帯数の基本指標や土地利用について目標値を示しているものでございます。

第3章につきましては、村の目指すべき基本理念を実現するため、総合計画における

まちづくりの基本的な方向性を5つの施策の大綱として記載したものでございます。まとめたものでございます。

3つ目の大項目、基本計画でございます。この5つの施策の大綱により、第1章から第5章までに分類いたしまして、それぞれ基本計画を示しているものでございます。

4つ目の大項目、地方創生の総合戦略でございます。これまで総合計画と別に地方創生の総合戦略を策定してございましたが、今般、総合計画とあわせて策定するものでございます。

目次の構成の説明については以上でございます。

それでは、早速2ページをお開き願いたいと思います。

序論の部分でございます。

総合計画についてでございます。このいわゆる計画策定の背景でございますが、第五次、2010年、平成22年の部分で「共に育み共に創り共に生きる愛と活力にあふれたまちづくり」を基本とする第五次の総合計画を策定いたしまして、令和元年度を目標年度としてさまざまな事業を進めてきたところでございます。この間、村内においては工業団地の企業立地に伴う就業人口の増加等々がございまして、地域の社会動向、経済動向が変化しております。そういう部分も踏まえまして、その地域状況の変化や住民のニーズ等を的確に捉えるなどをいたしまして、2029年度を目標年度として第六次総合計画を策定するものでございます。

2といたしまして、計画策定の考え方でございます。これは3つほどございます。村民の理解と協働による計画、人材の背景に対応した計画、総合的な視点に立った計画というところでございます。

3といたしまして、構成と役割でございます。これは前の第五次と変わりませんが、基本構想がございまして基本計画、あとは3年のローリングの実施計画、具体的な財源を示した中での実施計画の構成としているものでございます。

次のページ、4ページをお開き願いたいと思います。

計画策定の進め方でございます。このポンチ絵のとおりでございまして、府内体制、策定委員会、幹事会及びワーキングというものがございまして、住民の方のいわゆるまちづくり委員会、レディース委員会、住民懇談会のその情報や報告等の部分の意見を反映させていただいたところでございます。あとは、アドバイザーミーティング等々で助言をいただいて、今般、いわゆる第六次総合計画の策定ということで、今議会のほうへ議決案件

としてやっているものでございます。

5ページにつきましては、第2章といたしまして大衡村の現況でございます。人口及び世帯数、次のページ、住民流動、次のページ、産業の動向等、あとは4、財政状況、民力分析、それぞれ掲載してございますので、これはごらんになっていただきたいと思います。

第3章といたしまして、12ページをお開き願いたいと思います。

住民等の意識ということでアンケート調査を実施してございます。住民アンケート、中学生アンケート、村内事業者・従業者アンケート、県民アンケートということで、その結果を載せているものでございます。この結果についてはごらんになっていただきたいと思います。

18ページをお開き願いたいと思います。

第4章といたしまして、大衡村を取り巻く社会潮流というところでございます。これも10項目ほど整理しているものでございます。これもごらんになっていただければありがたいかと思っております。いろいろな部分の社会潮流ということで、ここに記載しているところでございます。

20ページでございます。

20ページは、大衡村のまちづくりの課題、これについてはいわゆる住民等のアンケート、もしくはまちづくり委員会、レディース委員会等々でのご意見も反映した形での、こういった形でのまちづくりの課題があるんじゃないかというところでございます。6点ほどで整理しているものでございます。

続きまして、22ページでございます。

基本構想でございます。

第1章といたしまして、まちづくりの基本理念ということで「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら」、キャッチフレーズとして「みんなで支え笑顔で暮らせるまちづくり」というところの基本理念を策定させていただいたところでございます。

23ページ、ここになぜこのように基本理念等々を策定したかということが記載されてございますけれども、その中段のところで、「本村の人口規模や地区のコミュニティを基本としながら、本村を持続するために地区を越えてのかかわりを持ち、本村にかかわるみんなで支え合い、村の強みを生かし、弱みを克服して、村全体でのコミュニティづくりを展開します」というところでございます。そして、今まで「万葉の里」をキーワ

ードとしてまちづくりを進めてきており、「万葉」は全ての世、全ての草木、永遠の繁栄等を意味していると。これからも「万葉の里」をキーワードとして、新しい時代において自然環境や行政サービス等が豊かな村を持続する、未来につなぐということを目指しているというところでございます。

次のページでございます。

第2章といたしまして、大衡村の将来像でございます。基本指標といたしまして、目標人口及び目標世帯数をここに記載しているものでございます。

目標人口でございます。社人研の部分、いわゆる社人研、国立社会保障・人口問題研究所の部分でいわゆる仮定といたしますと、令和12年度については5,217人になるという形で推計されておりますが、目標人口といたしましていろいろな転入・転出の部分の人口の均衡を図る、これからいわゆる海老沢地区等々の宅地開発等々もありまして、目標人口を5,800人という形で設定しているものでございます。今の人よりは減るような形になりますが、その減り幅を緩やかにしていこうというような形でございます。

25ページでございます。

目標世帯数も社人研の想定では1,763世帯でございますが、目標世帯数を1,950世帯と設定しているものでございます。

次のページ、26ページ、土地利用でございます。

土地利用についても、ここに記載のとおり、今後計画されております開発事業等により森林及び農用地は減少することが予想され、宅地は平成29年現在396ヘクタールでございますが、令和12年には473ヘクタールになるものと見込まれているというところでございます。

28ページをお開き願いたいと思います。

28ページは、この本村のまちづくりの基本理念である「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら」へ、「みんなで支え笑顔で暮らせるまちづくり」、その基本理念を実現するために、まちづくりの課題を踏まえて基本方針として以下のとおり5つの施策の大綱を設定しているものでございます。

ここに書いてある絵のとおり、「みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり」、「みんなが参加し、交流でにぎわうまちづくり」、「みんなが支え、子どもがたくましく育つまちづくり」、「みんなが健康で元気なまちづくり」、「みんなが集い、つながるまちづくり」ということで、29ページ以降については、いわゆる5つの施策の大綱の

部分の施策の項目を載せているものでございます。これもごらんになっていただきたいと思います。

32ページ以降については、この施策の大綱の部分の中身、いわゆる基本計画の部分になるものでございます。

第1章といたしまして、「みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり」というところで6つの施策項目を掲載しているものでございます。この施策のいわゆる基本計画の部分については、いわゆるその記載の仕方については次のページ、34ページ、住民ニーズがどういったものか、今の現状と課題がどういったものか、基本目標を踏まえ施策の方向、あとは次のページ、年度目標というところで、同じような形で全てのいわゆる施策の大綱の部分で基本計画を掲載しているものでございます。これについてはずっと同じような体系でございますので、全てを説明するところではございませんが、ずっとこれはごらんになっていただきたいと思います。

なお、2月17日に村長のほうからいわゆる審議会、大衡村の総合計画の審議会のほうへ諮詢いたしまして、2月19日に異議なしということで審議会のほうから答申を受けたところでございます。

なお、この総合計画につきましては、2カ年で策定してございまして、まちづくり委員会については10回、あとレディース委員会については4回ほど、皆さんで集まっていただきましていろいろなご意見を聞きながら、この総合計画に反映したような次第でございます。

簡単でございますが、説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 基本構想の資料をたびたび拝見させていただいておりましたので、細かいことどうのこうのではないんですが、年間目標のスケジュール表、四十幾つありました。その中で初年度から最終年度までの矢印ですね、それが途中になっているのが5件しかないと。第五次であると、例えば後半から取り組むというふうな項目が何割かとか、半ばまでに終了するというふうな目標の立て方をしていたんですけども、この目標の立て方について説明願います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 第五次の場合は、例えば年度の途中からいわゆるその矢印の部分があるという部分もありますけれども、一応この考え方につきましてはいわゆるその

事業に着手する年度からという形じゃなく、いろいろな構想、計画も、そういった部分も含めましてその年度から一応行うという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） それですと、シルバー人材が1年後からというふうな矢印の振り方をしていますよね。でも、昨年、今年度と構想には入っているんじゃないかなと思うんです。そうすると、ちょっと今の説明、合わないんではないですか。いかがですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 構想自体は確かに今、実際、いろいろな県のシルバー人材センター等々について動いておりますけれども、この実際の設立の部分については来年度からという形になりますので、構想という部分ではそういった形にはなるかと思いますけれども、こちら辺の修正も多分出てくるのかなと。大変申しわけございません。令和2年度からという形でのこちら辺の修正もありなのかなというふうには思っているところでございます。確かに私が発言した部分でそのとおりでございますので、この部分についてはちょっと、大変申しわけございませんが、修正をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 基本構想なり基本計画の中でこの方向性を持って進むというふうな設計図みたいなものですよね。その中でどういったスケジュールで行くのかというのはすごく興味深いところでありますし、それをもとに実施計画なり、立てていくわけですね。その実施計画にのっている、のっていないとか、そういったところを判断していく中でやはり重要な部分ですので、こちら辺、全部矢印でというところではなく、やはり第六次の中で早急にしたい部分、後半戦、着手していくんだというふうな部分、やっぱり少し見えるようにしていかないとわかりづらいんじゃないかなと思いますので、その辺、考慮していただきたいと思いますが、どうですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 一応こちらのほうで、先ほど私が発言したとおり、一応、構想、計画も含めてどのような形で実現していったらいいかという部分も踏まえてのいわゆるこの矢印という部分でございますけれども、ちょっとこちら辺の佐々木議員がおっしゃったとおりの部分で、こちら辺も考慮しながら考えていきたいというふうには思ってい

るところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 第六次の総合計画、昨年度から策定作業に入ってまいりまして約2年かかったわけでありますけれども、今回の新たな総合計画については、住民の方にも参加いただきいろいろまちづくり委員会、レディース委員会、さらには懇談会を開いて、住民の皆さんのお意見も反映させたような計画ということで策定作業に入って進めてこられたんですけれども、具体的にまちづくり委員会なりレディース委員会、どういった方が何名ぐらい出席していただいたものか、その中、あと最終的には審議会で諮問して答申をいただいたということですけれども、その審議会の内容といいますか、どういった方が入られたものか、まず伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、まちづくり委員会でございますけれども、当初14名でございます。各行政区ごと、もしくは公募によるもので自分から進んでなりたいという形でなった方もいらっしゃいます。14名でほぼ各行政区に分かれた形で行っておりますが、途中2名の方が諸事情によっておやめになったという形で、最終的には12名で行っているところでございます。

あと、レディース委員会、これは前の第五次の部分についてはレディース委員会というのをごいませんでした。今般初めてレディース委員会ということで、女性の視点からということで7名という形で今般レディース委員ということで行っているところでございます。

あとは、審議会の関係でございます。審議会についても14名、これも各行政区の部分で、役職といったしましては分館長ですとか区長、あとは民生委員、教育委員、保健活動推進員という形でさまざまな立場の方の審議会の委員という形でやっていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 前の全員協議会でも概要の説明を受けたんですけれども、この計画案に対しての住民の方々から意見を求めているんですけれども、それでパブリックコメントなり、あと意見箱も設置しておったようすけれども、具体的にはパブリックコメント、この前の説明のときにもちょっと頂戴したんですけれども、これだけだったんでしょうか。あと、意見箱というものはなかったものか。

さらに、1月末に住民の皆さんの懇談会、説明会を開催したと思うんですけども、具体的にはその時点でどのぐらいの方が参加されて、どういったような意見が出たものか、概要をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） パブリックコメント、2月13日に全員協議会でご説明申し上げました。そのとき1月20日から2月14日までということでパブリックコメントのいわゆる期間という形で定めておりまして、2月13日の全員協議会のときは4件という形でご報告させていただいたかと思います。次の日もあったんですが、その4件で最終的にはご意見をいただいたというところでございます。

あと、住民懇談会については、18名のご参加をいただきましていろいろなご意見、いわゆる科学館みたいなものをつくったらよろしいんじゃないとか、あとは男女共同参画の関係の部分の条例化等々についてのご意見をいただいたところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） この意見なりを拝見すると、大体、住民の皆さんのは何といいますかね、前向きな、あるいは肯定的な意見のほうがほぼなので、反映されたような策定になったのかなというふうに思うんですけども。

あと、私、個人的にちょっと気になるというか、これはどうなんだろうかなと思う部分はあるんですが、計画の中の項目のキャッチフレーズの表現なんですけれども、何となくわかりにくいやうな言葉遣いの、具体的な中身がちょっと連想しにくいやうなキャッチフレーズじゃないのかなというふうに感じるんですよね。

施策の大綱、5つの分類になっていますけれども、「みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり」、中身は何かというと土地利用とか市街地整備、交通体系、あと2番目が「みんなが参加し、交流でにぎわうまちづくり」、中身は農林業、工業、商業、産業関係ですよね。このキャッチフレーズからちょっと中身を連想しにくいやうなキャッチフレーズのような感じを受けるんですよ。前の計画もそんなような表現になっていますけれどもね。

ですので、さまざまな計画、基本計画なり実施計画でもこのようない分類になっていますけれども、その辺、どこの原案でこういうふうな表現になったかわからんけれども、もう少し住民の皆さんからとっても内容がわかるような表現のほうがいいような感じを受けるんですけどもね。どうでしょうか。こだわるわけではないんですけども、

そのように感じました。村長なんかの考えもお聞きしたいと思いますが。参考までに。

議長（細川運一君） まず最初に、企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 一応こちらのほうでいわゆる基本理念「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら」、それで「みんなで支え笑顔で暮らせるまちづくり」というところで、これを受け「みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり」等々の5つの施策の大綱を定めたわけでございます。これについてもいわゆるレディース委員会、まちづくり委員会等々で、「交流する場所があるといいね」ですとか、「高齢者もしくは子供たちが住みやすいような施設があるといいね」という形で、そういったもろもろのご意見を踏まえた上でこういったキャッチフレーズになったということでございますので、その点はご理解をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） というわけでご理解をいただきたいというふうに思いますけれども、まずいろいろなご意見、もちろんあることは承知しております。この感性、感じ方も人それぞれに違うのだろうというふうに思います。すぐに連想できないと、そういう方もおられるのではないかなど。

ただ、やはりいろいろなこういった計画、そういったものを、いろいろなものを見ますと、やっぱり何ですかね、すぐに具体的にリアルな表現は余りないような気もするんです。ですから、余りにもすぐ連想できないというお気持ちはわかりますけれども、そういうった皆さんのご意見も集約して、そして最大公約数のキャッチフレーズといいますか、そういうしたものでやっているということありますので、課長が最後に「ご理解をいただきます」という話を申し上げましたけれども、全くそのとおりでありまして、ご理解をいただければなど、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） さまざまな方々のご努力、この積み重ねによってこの計画案がここに提示されたものと思っております。今までと違うのは、この第六次というのは人口が戦略的とはいっても右肩下がりの計画になるわけですね。地方創生戦略の戦略人口も意識して、大衡の場合、合計特殊出生率を戦略の数値2.1という、ここはすごく強い意志を感じられるところでございます。平均しますと、今は1.後半代の数値かと思うんですけれども、ここはすごく強いあらわれかなと感じます。

1つ、地方創生総合戦略の中で中長期の財政計画というのもつくられているんではな

いかと思われるんですが、財政のところにそうしたグラフで財政計画の一端もこの辺に示していただけたらより積極的な取り組みの姿勢がわかる計画になったのではないかと思われますが、その辺を伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 確かに財政計画は策定してございますし、ただ、いわゆる社会情勢等々によって当然計画どおりにはいかないという部分もございます。そういったご意見もあろうかと思いますけれども、総合計画の部分についてはまたこのとおりで行きたいというふうには思っているところでございます。

ただ、あと何というんでしょうかね、いわゆる今の出生率2.1の関係でございますけれども、この部分については今現在1.何人という形の部分でございますが、県の計画等々も2.1で計算してございますので、強気と言われればそうかもしれませんけれども、この2.1でいわゆる合計特殊出生率で計算させていただいたものでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） この総合計画案、議決されましたら、村民の方々に例えば縮小版というんですか、ダイジェスト版みたいなようなものはお出しになる予定なのかどうか、そこをお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 当然、村民の方全員のほうには概要版というんでしょうかね、概要版という形でお出ししたいというふうには思ってございます。

ただ、あとこの冊子そのまんまではなく、当然、写真ですとかイラストという形で本当の冊子にした形で、いわゆる概要版もですけれどもこの総合計画は策定いたしますので、こういった形にプラスアルファ、何というんでしょうかね、写真とかイラストが入るという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 皆さんの質問の中にたくさんのことがありましたが、私は率直に感じたことだけをお話しさせていただきたいと思います。

レディース委員会またはまちづくり委員会、こういう方々、本当、村民の方々から率直なる意見をいただいております。そんな中で私、一番最初にいただいたときにこの率直な意見が色でいろいろ表現されたものをいただいてずっと見ていましたけれども、

やはりその意見というのは本当に密着して、自分たちがここの大衡に住むに当たって夢のあるもの、そして希望の持てるもの、そういうものが、すごく熱い思いが盛り込まれたものだなと思っております。

そんな中で、やはり村民の方々がこの思いをきちんと伝えたということをこのまちづくり委員会の14名、レディース委員会の7名の方にきちんとした形で色づけされたものを渡していただきまして、きちんと皆さんの意見がこのように反映されたということを伝えていただきたいと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 実を申し上げますと、2月26日、27日ですかね、ちょっと日付、2月末だったんですけれども、まちづくり委員会とレディース委員会合同の委員会を開催してございます。その中でこの色づけした、議員にも全員協議会でお示しした資料そのまんまをお渡ししてございます。当然これを見て、私たちの意見がこういった形で取り上げられたんだという形で、結構皆さん、今、何というんでしようか、感謝していただいた経緯でございますので、もう既に皆さんのはうにはお渡ししているという形でのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） お渡しいただいたということで安心いたしました。

そして、これは5年ですか、見直しとかいろいろかけるというところがございます。そのときもやはりこのまちづくり委員会、レディース委員会の方々にもいろいろなご意見、提言をしていただけるような形をこれからも持っていただきたいと思いますが、そちらについての考え方をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 第五次のときは5年目の中間見直しというものを役場主体でやったという経緯もございますけれども、そこら辺の部分については、今回も5年の中間見直しを行うわけでございますけれども、今、小川議員がおっしゃったとおりの部分でそういったまちづくり委員会、レディース委員会の方、新たに公募するかどうかはわかりませんけれども、そういった形でのご意見を反映したいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 私は、まずもって大きな意味からお伺いしたいと思います。最初に一

番気になったのは、住民アンケートに対する回答率とかそういったものに関して30%ぐらいだったよという話で、かわりに中学生のアンケートとかそういったものは大体大幅にといった、将来を託す子供たちの意見が入っているからいいのかなと思いながらも、何でこのアンケート回収率が悪いのかなということがすごく気になったんですよね。それでも住民の方の意見ということで委員会とかをつくっていらっしゃると、それから懇談会もやったということなんですけれども、その中の一つで私はいろいろちょっと聞いてみたりすると、新しい施策は入れるんだと。何というかね、子育て支援でも何でもやっているんだけれども、大衡村として今まであることを、例えば交通システムでも何でも、いろいろな住民から強い要望があっても直っていないんだよ、万葉バスもさっぱり改善されないんだけれどもとか、そういった声もあったというふうに私は感じるんですよね。

だから、この中としては新しい政策というのはすごく出しているところはないんですけども、そういった意味で考え方として、委員会などでもそういった要望、もっと直すべきでないかみたいな話はしていますけれども、そういったことに関してどのような考え方を持っているか、まずもってお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、アンケートの回収率の部分、12ページでいうと住民アンケート28.8%というこの回収率になってございます。これがちょっと低いか高いか、低いんでしょうけれども、この間、新公共交通システムのアンケートも実施してございましたが、そのアンケートの結果も30%弱というところで、普通に半ば例えば区長を通じて強制と言ったらおかしいですけれども、一緒に回答してくれという話であれば、確かに回答率、回収率は上がるんでしょうけれども、いわゆる自由記載で返信用封筒という形になるとこのぐらいの回収率になってしまふのかなというふうには思っているところでございます。

また、新しい施策の関係でございますけれども、新しい施策の部分については当然、今すぐでき得るものもございますし、今すぐというか、ちょっとなかなか10年後、どういった形でできるかできないかというのもございます。ただ、今度の基本計画については、いわゆるまちづくり委員会、レディース委員会のご要望等もあって、村単独ではできないかもしれませんけれども、例えば民間の活力等々も利用しながら、そういった形での計画というのも計画としてのせてございますので、その点でご理解をお願いしたい

というふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今回の総合計画も住民参加型で、いわゆる業者委託でなくやったという点で私はすごく前向きな方向に変わってきたなと思うわけですよ。

ただ、今お話の中にも出てきましたが、民間の活力とか、そういった点について最終ページのほうに出ていますけれども、まだそういったものに対してはすごく方向性としては出でていないのかなというような感じを受けたんですよね。だから、これからは役場職員だけによるそういった方向性だけでなしに、やっぱり委託できるようなもの、あるいはいい方向にとれるものはもう少し将来性があるような書き方が本当は望ましかったなという感じですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 将来性のあるような書きぶりという形、確かにそれもそのとおりだったかと思います。

ただ、一応今般、先ほど来申し上げておりますとおり、住民の方の部分のご意見を多分に取り入れた形でこういった形で記載しているものでございますので、その点、なかなかちょっと実現が難しいというのも計画にはのせているところもございます、実を申し上げますと。いわゆる村単独でやるとなかなか難しいというのもありますけれども、その点、まちづくり委員会ですとか住民の方の思いというのも今般この計画にはのせたという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 皆さんもわかるとおり、住民とすれば商店街とか、それから医療施設とかショッピングセンター、そういったものに対する何というかね、大きく将来性を求める声が国道沿いでも住宅街でもいいんだと。住宅地はつくるけれども、商店街なりそういったものは一切、大和だり吉岡だり、あるいは古川方面に行かなければだめなんだという感情ですね。そして、大衡村はただ単に住宅産業なり、あるいは何というか、トヨタなりなんなりの工業製品だという、住むと働く以外に何もないという、それ以外の余暇なり、せっかくクリエートパークなりなんなり、パークゴルフ場なり、あるけれども、それにつられた万葉館しかないんだよというようなイメージを受けている住民がいっぱいいるわけですよ。そういった意味で私は、仙台圏内であるので開発は難しいということは重々承知しているんですが、住民にすればそういった面にも目を向けてやって

ほしいという期待がこの計画には余りないなという感じを受けるんですが、その点についてはこれからどのような方向を示すつもりなのかお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 確かにまちづくり委員会等々でそういったご意見が多分にございました。「商店街がない、1つでもあると助かるんですけどもね」というようなお話をもありましたし、総合計画のいわゆるレディース委員会、まちづくり委員会以外の村長への手紙でも今、十何件ぐらいが来ているかと思うんですけども、その中でも四、五件、いわゆる商店街ですとかドラッグストア、そういったものも誘致してくれというようなご意見もございます。今般の施政方針のほうにもいわゆる量販店の誘致を検討するような、そういった施政方針も書かれておりますので、そういった部分で、どういった形になるかわかりませんけれども、そういった形で村行政側としては動いているという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。（「3問目だったので、村長にも。」の声あり）

議長（細川運一君） では、発言をちょっと言い忘れたということで、村長。

村長（萩原達雄君） まずもってこの基本構想でありますけれども、課長がただいま申し上げましたとおり、村単独ではできないのではないかと思われるようなものも含まれるんだよということで、それもいたし方がないわけでありまして、それから目標値につきましても期待値を込めての目標値でありますから、実現不可能とは言いませんけれども、ちょっと難しいんじゃないのかなというような、そういうような目標数値を記載する場合ももちろんあるわけであります。

全てが全てそうではありませんけれども、ただ、今、議員のおっしゃるとおりの中での大衡村には商店ももちろん、前はあったんですけども、今は商店もなくなってしまった。商店ばかりではありません。今ないのは郵便局やらスーパーとか、あと金融機関等々もないという中で、きのうも教育長のほうからもありましたけれども、塾も1つもない。1つもないと言うのも変な言い方もせんけれども、学習するにも塾やそういったものも余りないというような、そんな状況であります。ですから、教育環境等々にもそういうようなクレームではないけれども要望が来ております。

課長が今お話ししましたように、要望の中にはスポーツジムをつくってほしいとか、やっぱりあとミニスーパーでもいいからつくってほしいとか、あるいは何でしょうね、もっともっと大衡村をアピールするようなものを何かつくってほしいとか、いろいろな

ご要望があるわけありますが、総じて一番なのはやっぱりときわ台というか、言ってしまうと語弊がありますけれども、新しい住民ですね、俗に言う。新しい住民の方々がそういうことを望まれているというのが顕著な状況であります。

したがいまして、私としましてもそういうことを踏まえて、どつかそういった意欲のある、それをやろうというような起業をする人ですね、そういう人などもいないのかなということで種々いろいろなところにアタックといいますか、当たらせてはいたんですが、なかなか集客人口ですかね、そういうものが担保されないということで、村として何というんですかね、インセンティブをつけてもらうんだったらやってもいいというような、そういう業者もおられます。ただ、それができるかできないか、できないと思います、そういうことは。ですから、そういうことなんです。

私は今回、大衡村のツアーをやってみたいというふうに考えまして、施政方針でも述べましたけれども、の中にも入っていますけれども、大衡村を何といいますか、一巡する、大衡村の観光というか、大衡村のいろいろなスポットを、そういうものを皆さんに紹介する意味でそういうツアーワークを企画してはどうかということで今話は進めているところでありますので、そういうことを通じて大衡村のよさといいますか、そういうものを県民のみならず全国の人にこうやって伝えて発信できればいいのかなというふうにも思っているところであります。

いろいろとこの計画につきましてはご意見もあるかと思います。確かにそれは皆さんの感じ方が多種多様でありますから、あることは承知しておりますが、こういった方向性でやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 各議員から住民参加型等を初め、今日まで取り組んでまいりましたこの総合計画策定に向けての取り組み、まず大変なご苦労だったなということをねぎらう気持ちもあります。本日におかれましても、キャッチフレーズ1つにしても難しいつけ方といいますか、それから財政計画等々、ぜひ今後の実施計画に今まで出されました意見を反映させていただきたいという要望の思いであります。

ただ、常任委員会等の場合も申し上げましたが、余りにも、パブリックコメントにおける意見にしても4件、住民説明会にても非常に少人数の参加、そういう中で進めてきたものとはいうものの、いずれにいたしましても本総合計画は今後10年のまちづくり

の指針となるものと考えるわけであります。ぜひ基本理念にも掲げておりますけれども、「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら」、ぜひこのような村づくりの指針になるようにこの第六次総合計画、そのような指針になるように願うものでありますけれども、最後にその辺、力強い村長の意見をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） ご指名でございますので、村長。

村長（萩原達雄君） 第五次に続き第六次の総合計画、基本構想、力強くというお話もありました。もともと大衡村、力強いこの発展を遂げて今続いているところでありますから、それをさらに停滞することなく持続可能なそんな村づくり、村がいいんだとか悪いんだとかじやなくて、村として持続可能な施策を今後も続けてまいりたいと、このように思っているところであります。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書18ページをお開き願いたいと思います。

議案第11号でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第11号別紙をお開き願いたいと思います。

辺地総合整備計画案（変更）でございます。辺地名といたしましては、大瓜上辺地と

大森辺地でございます。

1ページをお開き願いたいと思います。

まず、大瓜上辺地の部分でございます。総合整備計画書でございます。朱書きの部分が変更になった点という形でのご理解をお願いしたいと思います。

辺地の概況についてはごらんのとおりでございます。

2といたしまして、公共的施設の整備を必要とする事情というところで、今般、変更というところで老朽化した消防施設並びに除雪機械を更新し、安全・安心なまちづくりを推進するものでございます。

変更点となったところでございますが、消防施設がゼロから700万円、あとは除雪機械といたしましてゼロから300万円という形で、村道につきましても、次のページ、2ページでございますけれども、村道大瓜南側線改良舗装事業、長町小沼田前線改良舗装事業等の事業費等々の変更がございましたので、この点の部分についても変更をしているものでございます。

今般、新しいのが、消防ポンプ自動車と歩道除雪機械の更新というところでございまして、いわゆる合計の金額が4億3,750万円から4億7,290万円にするものでございます。

大瓜上辺地については以上でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

大森辺地の総合整備計画書でございます。

辺地の概況についてはごらんのとおりでございます。

2といたしまして、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。これも朱書きの部分が変更点でございまして、大瓜上辺地と同様に除雪機械を更新するものでございます。

ここに3の公共的施設の整備期間ということで、平成28年度から令和2年度までの5年間でございます。村道と除雪機械が今回、大瓜上辺地と同じようにプラスになったものでございます。

4ページ、お開き願いたいと思います。

4ページといたしまして、その事業計画書の中身でございますが、村道といたしまして奥田大森線の改良舗装事業の部分が若干額は減っておりますけれども、このように変更になったと。あとは、いわゆる歩道除雪機が今回プラスになって、2億2,700万円から1億5,480万円という形での変更になったものでございます。

説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回、令和2年度分の事業についての変更、追加ですね、いずれもね、だと思うんですけれども、大瓜上の消防施設と除雪機械、それから大森も同じく除雪機械という追加のようですねけれども、この事業についての地元の方々の意向なり要望なりがあつての事業の設定だと思うんですけれども、その辺の状況がどうなのか。

あと、この辺地計画、令和2年度までの5年間の計画ですねけれども、令和3年度以降の計画も当然出てくるのかなと思うんですけれども、例えば消防施設については辺地指定の区域が指定されていますのでどこでもということではないと思うんですけれども、よその地区、村内全地区でもこういったような計画で進めていく予定なのか、ちょっと辺地の分と別になりますけれども、そういうことを確認したいと思います。

あと、除雪機、大瓜上と大森、実際に配置したらどのような管理の方法を考えるのか。予算審議でもいいんだと思うんですけれども、その辺の具体的な配備後のことなどはどのように考えているか、まずお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、ご要望等があったかどうかという部分についてでございますけれども、除雪機械の部分については今現在、歩道除雪機ですか、村のほうで2台ほどございますけれども、そういった部分が老朽化している部分もございまして、今回多分、直接的なその除雪機については要望という形ではなかったのかなというふうには理解してございますけれども、この辺地のほうで購入というか、購入したいと考えているところでございます。

あと、消防施設ということで軽積載車の部分については、これについても今まで奥田ですとかそういった部分で購入してございますが、ここについても段階的に更新するという形での部分で今回計画をした部分でございます。

あとは……（「除雪機設置した後、どうするか」の声あり）

議長（細川運一君） 除雪機の……

企画財政課長（佐野克彦君） 除雪機の運用については、ちょっと弾力的な運用を考えておきたいと思いますので、ただ、いわゆる役場において今こら辺の除雪もできますし、例えば松原地区の457、あの部分の除雪もできようと思いますので、そこら辺の運用については弾力的な運用を考えたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 担当課のご意見も伺いたいと思います。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、消防関係でありますけれども、第1分団の方々とお話をしてございまして、どうしても軽トラックはあるものの、荷物を常時積んでいるため、この消防の際になかなか何というんですかね、使うのが難しいということで、ぜひともなるべく早く令和2年度において整備をしてほしいというお話は受けているところでございます。以上になります。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 歩道除雪機の運用の関係でございますが、先ほど企画財政課長が申し上げましたとおり、弾力的な運用をということで考えておりまして、本村の現状といたしまして、小中学校周辺の歩道の除雪の実施をしておりまして、村内1村1校ということで全ての児童生徒が使われる部分といたしまして、現行として小中学校の周辺の部分をやっておりますので、その辺を中心に計画をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今の話を解釈すると、弾力的な運用と言いながら、実態としては大瓜上と大森にその維持管理なり運用をお任せするというような考えではないということですね、基本的には。

議長（細川運一君） そういうことだと思います。

3番（石川 敏君） ですよね。そう考えると、事業の内容がどうなのかという話までちょっとしちゃうとあれなんですけれども、やっぱりその辺は適切な適正な何というんでしょ、名目はいいかもせんけれども、ちゃんとした事業の運用なりなんなりを図っていくべきではないのかなと思います。

あと、辺地指定、大瓜上、大森、あと駒場もありますよね、3地区ですが、今回は駒場の計画はないんですけども、変更がないということで解釈していいんだったか、最初からなかったんでしたかね、駒場というのは。地域計画ではどうなるんでしょう。やはりその地区によってのいろいろな事業、対象事業はいっぱいありますよね、整備計画事業が、さまざまな種類のものが。その中で辺地債が充当可能な事業については、やっぱりそういう部分の充当事業の選択をきちんと捉えて対処すべきではないのかなと思うんですよね。辺地債事業、対象事業を限定されていますけれども、その中で対象になり得るような事業をやっぱり積極的にこの辺地債で充当をやれればやっていくって計画に上

げてほしいなと思うんですよね。起債の限度額も多分、年間幾らとか、その期間内幾らとあるでしょうけれども、その中で。どのように考えるんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、辺地のいわゆる駒場の部分については、平成28年度から令和2年度までの5年間ということでございましたが、その当時、平成28年度計画については大瓜上と大森辺地の部分しか計画はなかったと。そして、駒場は最初からなかつたという形でのご理解をお願いしたいというふうに思ってございます。

あと、令和3年度からの計画につきましては、これからいろいろな事業等々がございます。そして、いわゆる辺地に充当できる事業、施設関係については22項目ほどございます。道路ですとか農道、林道、いわゆる高齢者保健福祉施設、母子健康センター、消防施設等々、除雪機械、そのままの部分もございますし、こういった22ほどの施設のいわゆる事業がございますので、令和3年度の策定のときに当たってはその3地区の部分のいろいろな事業の部分を勘案しながら決定していきたいというか、辺地の要望として出していきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今の課長の答弁のとおり、いろいろな事業対象項目が22項目あるということですので、やはり3地区指定の中でその地区ごとに取り上げられるような事業があれば、積極的に均衡あるような計画を立てていただきたいと思うんですよね。せっかく地区指定になっていても、何も対象になる事業がないというのでは意味がないと思うんですよ。そのような形で適正なる事業の計画も次期計画では立てていただきたいと思いますけれども。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 当然、きのうの文屋議員のいわゆる高森用排水の関係もありましたけれども、いわゆる農林業の施設関係の部分も出てくるかと思います。ただ、県のほうのご意見もちょっと聞かなければいけない、この事業は該当になるか、この事業は該当にならないかという部分で県のいわゆる市町村課でしょうかね、そういった部分の意見も聞かなければいけませんので、該当になる事業、該当にならない事業ということで令和3年度の計画を策定していきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 消防ポンプ車の件ですね。先ほど1分団から積極的な導入というふう

な話があったということでよろしいかと思うんですが、辺地債で購入するのは車だけですよね。車を置く場所とかはどのようにお考えなんですか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） ポンプ小屋につきましては、若干の改修というが必要になってくる予定でございます。その件の改修費ですね、令和2年度の当初のほうに計上させていただいているところであります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今の除雪のほうについてちょっとお聞きしたいと思います。せっかく2台を買うわけなんですけれども、中学校周辺の歩道、大切です、これも。ただ、大森の辺地債、大森のものを使って買うということで、ぜひお願いしたいところが1つあるわけなんです。といいますのは、駒場と大森をつないでいる大原線があるわけなんですけれども、一昨年あそこは大雪のためにどうしても通り抜けることが大変だったの、吹きだまりが出て。それで、住民の方々からそういうお話をありますて、私が都市建設のほうに行ってお願いをしました。わざわざ小さい小型の除雪車を向けていただきまして、そして除雪した経緯がございました。せっかくこういう小型のものが出てくるものですから、そういうときにはなるべくこっちが終わってからでも結構ですので、あの辺の除雪をお願いしたいと思います。

といいますのは、隣に行くのに大森を回っていかなければならないような状況になっているんです、あの方たちは。歩いても行けないような状況ですから、ですから1キロぐらいかかるんですよね。北海道なら1キロぐらいは大したことはないんですけども、大森、駒場の中で1キロも隣に行くのにかかるんでは大変だろうなと思いますので、その辺、何といいますか、村のほうで除雪をお願いしたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね。除雪の関係につきましては、今ご質問をいたいたい点につきましては村道路線になりますので、村道路線の除雪の部分につきましては、優先順位の問題等々はございますけれども、その辺を加味しながら現場対応のほうは前向きに検討させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんね。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時11分 休憩

---

午前11時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 議案第12号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第12号、令和元年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、私のほうから議案第12号、令和元年度大衡村一般会計予算の補正についてご説明申し上げたいと思います。

議案第12号別紙でご説明申し上げたいと思います。

その前にちょっと訂正方、お願いしたいと思います。

10ページでございます。10ページの歳入、13款1項1目民生費負担金、説明の欄、保育園の保育料は間違いございませんが、滞納繰越分ではございません。その部分の削除をお願いしたいと思います。いわゆる現年分になります。広域入所の分担金になるものでございます。

あと、済みません、17ページでございますが、企業立地促進基金の繰入金3,893万4,000円の減は間違いございませんが、節の欄が空欄で抜けておりました。これもマイナスの3,893万4,000円、これでご記入方、よろしくお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

それでは、私のほうから議案第12号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

令和元年度大衡村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,469万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,768万1,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条につきましては、地方債の補正でございまして、第3表でご説明を申し上げます。

それでは、6ページをお開き願いたいと思います。

第2表といたしまして、債務負担行為の補正でございます。今回、追加が6件ございます。

1件目、大衡村男女共同参画プラン策定業務、令和2年度から令和3年度で490万6,000円でございます。

2件目、狂犬病予防集合注射事業、令和2年度で65万円でございます。

3件目、衛生消毒に係る防疫用殺虫剤購入で、令和2年度で65万6,000円でございます。

4件目、スクールバス運行業務委託、令和2年度で694万1,000円でございます。

5件目、大衡村万葉こども園通園バス運行業務委託、令和2年度で501万6,000円でございます。

6件目、大衡小学校プール改修事業、令和2年度で1,500万円でございます。

以上6件を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願いたいと思います。

第3表といたしまして、地方債の補正でございます。

辺地対策事業債、1億9,400万円から600万円増額いたしまして、2億円ちょうどになるものでございます。

続いて、公園整備事業債、4,500万円から2,590万円減額いたしまして、1,910万円でございます。

続いて、公営住宅事業債、6,220万円から1,220万円を減額いたしまして、5,000万円ちょうどになるものでございます。

災害復旧事業債、4,130万円から120万円増額いたしまして、4,250万円とするものでござ

ざいます。

続きまして、歳入歳出について事項別明細でご説明申し上げたいと思います。

10ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

6款1項1目地方消費税交付金1,245万7,000円の減、県通知確定による減でございます。

13款1項1目民生費負担金16万9,000円の増、説明記載の保育料の増でございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、広域入所分でございます。

2項1目災害復旧分担金15万円の増、農地災害復旧分担金分でございます。

14款1項2目商工使用料22万1,000円の増、排水管使用料でございます。

4目教育使用料10万7,000円の増、平林会館使用料と村民体育館使用料につきましては減額、屋内運動場使用料、万葉研修センター使用料については増額でございます。

2項1目総務手数料16万円の減、説明記載2件分でございます。

2目衛生手数料597万9,000円の増でございます。1節清掃手数料につきましては、597万6,000円の増で記載2件分のごみ処分券分でございます。2節衛生手数料3,000円の増、説明記載2件分の増減でございます。

15款1項1目民生費国庫負担金2,072万2,000円の減でございます。2節障害者福祉費負担金65万円の減、3節児童福祉費負担金1,967万9,000円の減、4節児童手当負担金39万3,000円の減でございます。

2項1目総務費国庫補助金828万3,000円の減、説明記載3件分の増減分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目民生費国庫補助金57万7,000円の減、1節障害者総合支援費補助金36万3,000円の増、2節児童福祉費補助金94万1,000円の減、説明記載3事業分の補助金の増減でございます。5節母子家庭等対策総合支援費補助金1,000円の増でございます。

3目衛生費国庫補助金53万2,000円の増、感染症予防対策事業費補助金の増額でございます。

4目土木費国庫補助金8,989万円の減、道路費、公園費、土木費、災害復旧土木費の補助金分でございまして、事業確定による減でございます。

5目消防費国庫補助金19万5,000円の減でございます。

6目教育費国庫補助金58万3,000円の減、1節小学校費補助金が18万7,000円の減、特

別支援教育就学奨励金補助金及び東北防衛局からの防音校舎電気料助成金分の減でございます。2節中学校費補助金5万9,000円の減、これも東北防衛局からの防音校舎電気料の助成金分でございます。3節幼稚園費補助金33万7,000円の減、就園奨励費関係の助成金分でございます。

9目農林水産業費国庫補助金5,894万7,000円の減、これにつきましては災害査定の結果による減でございます。

3項1目総務費国庫委託金8,000円の減、戸籍住民基本台帳委託金分でございます。

2目民生費国庫委託金1万1,000円の減、年金事務委託金及び特別児童扶養手当事務費交付金の減分でございます。

16款1項1目民生費県負担金1,500万5,000円の減でございます。2節障害福祉費負担金32万5,000円の減、4節児童福祉費負担金1,452万7,000円の減、5節児童手当負担金15万3,000円の減でございます。

2項1目総務費県補助金4万2,000円の減、消費者行政強化事業等の助成金分でございます。

2目民生費県補助金832万8,000円の増、1節社会福祉費補助金14万5,000円の増、説明記載3補助金分の増減でございます。2節児童福祉費補助金808万3,000円の増、説明記載6件分の補助金の増減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3節障害者総合支援費補助金10万円の増、地域生活支援事業費補助金分の増でございます。

3目衛生費補助金1万3,000円の増、健康増進費補助金分でございます。

4目農林水産業費県補助金818万5,000円の減、説明記載7件分の補助金の増減分でございます。

5目教育費県補助金19万9,000円の減でございます。

6目振興総合補助金81万円の増、記載4事業分の増減でございます。

7目消防費県補助金3万5,000円の減でございます。

3項1目総務費委託金236万1,000円の減、説明記載2つの選挙分の委託費の減でございます。

17款1項1目財産貸付収入54万3,000円の増、土地の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金1,557万4,000円の増、いずれも基金関係の利子及び配当金10件分

になるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目不動産売払収入199万5,000円の増、立竹木売払収入、土地売払収入、それぞれ1件分でございます。

18款1項2目指定寄附金500万円の増でございます。ふるさと寄附金の増でございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金3,433万6,000円の減、4目長寿社会対策基金繰入金250万円の減、7目21世紀の田園文化創造基金繰入金9,000円の減、8目ふるさと基金繰入金202万8,000円の減、11目明神揚水機施設維持管理基金繰入金12万1,000円の減、12目赤水処理施設維持管理基金繰入金1,000円の増、13目企業立地促進基金繰入金3,893万4,000円の減、14目大衡村災害復旧資金貸付基金繰入金が657万6,000円の増となるものでございます。

21款4項1目雑入でございます。1,057万2,000円の減でございます。1節保健衛生費手数料3万7,000円の増、廃タイヤの処分料でございます。2節農業者年金事務委託料4,000円の減、3節学校給食費納付金38万円の増でございます。4節雑入351万9,000円の増でございまして、説明記載の11件分の増減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

6節プレミアム付商品券費1,462万4,000円の減でございます。7節災害対策支援金及び義援金12万円の増でございます。

22款1項1目土木債3,210万円の減でございまして、道路債は増、公園債及び住宅債は減でございます。

3目災害復旧債120万円の増、公共土木施設災害復旧事業債分でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

なお、全般的に2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費につきましては、給料等のベースアップ及び人事異動に伴う補正でございますので、説明については割愛させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

1款1項1目議会費542万8,000円の減でございます。1節報酬は議員報酬の減、9節旅費は費用弁償の減でございます。11節需用費は消耗品の増、13節の委託料につきましては会議録調製に係る業務委託料の増額補正でございます。

2款1項1目一般管理費487万8,000円の減でございます。説明記載6事業分の増減分

でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

7 節の賃金につきましては、総務人件費の賃金分の増でございます。8 節報償費から19 節負担金補助及び交付金までについては、事業確定による減でございます。

2 目文書広報費155万4,000円の減でございます。説明記載2 事業分でございまして、事業確定及び精査による減でございます。

3 目財政管理費112万1,000円の増、11 節の需用費及び12 節の役務費につきましては、ふるさと納税に係る返礼品、郵便料、取扱手数料を増額補正しているものでございます。

4 目会計管理費 7 万9,000円の増、人件費の補正でございます。

5 目財産管理費 8 万1,000円の増、11 節の需用費につきましては庁舎管理費に係る光熱水費及び修繕料の増、13 節委託料及び14 節使用料は精査による減、18 節の備品購入費につきましては新規採用職員に係る事務用の机、椅子の購入経費等の増額補正になるものでございます。

6 目企画費174万5,000円の増でございます。事業確定に伴う減額補正が主なものでございますが、次のページをお開き願いたいと思います。25 節の積立金につきましては、演習場周辺整備対策基金の積立金を補正してございまして、万葉すぐくサポート事業及び給食センター設置基金への積み増し分でございます。

8 目財政調整基金費 6 万9,000円の増、25 節といたしまして記載3 件分の基金利子分を積み立てするものでございます。

10 目諸費78万6,000円の減でございます。事業確定に伴う減が主なものでございますけれども、11 節需用費の光熱水費につきましては防犯灯の電気料の増額補正をしているものでございます。

2 項 1 目税務総務費 4 万円の増、人件費の補正でございます。

2 目賦課徴収費364万8,000円の減、事業完了に伴う委託料の減額でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費213万1,000円の減でございます。12 節、13 節、18 節、19 節につきましては、事業確定に伴う減額補正及び増額補正になるものでございます。

4 項 5 目宮城県議会議員一般選挙費300万6,000円の減、6 目参議院議員通常選挙費56万6,000円の減、いずれも確定による減額補正となるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

6項1目監査委員費25万7,000円の減でございます。

3款1項1目社会福祉総務費2,647万3,000円の減、記載5事業の減分でございます。

事業確定に伴う補正でございますけれども、13節につきましては高齢者等タクシー利用に係る委託料を実績勘案で減額しているものでございます。また、19節の負担金補助及び交付金につきましては、プレミアム付商品券の補助金を実績勘案で減額しているものでございます。28節、国保会計への繰出金の減でございます。

2目国民年金費1万円の減、人件費の補正でございます。

3目老人福祉費142万円の減でございます。事業確定による補正でございますけれども、20節の扶助費につきましては老人施設入所措置費、25節の積立金につきましては長寿社会基金積立金を増額補正しているものでございます。28節の部分でございますけれども、介護保険及び後期高齢者特別会計への繰出金の減額補正でございます。

4目障害者福祉費39万2,000円の増でございます。20節の扶助費につきましては、日常生活用具費、心身障害者医療費の増分でございます。

5目福祉センター管理費11万8,000円の減、需用費は増、役務費は減の補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目児童福祉総務費9万5,000円の減、これにつきましては万葉すくすくサポート事業に係ります経費については増額でございます。万葉のびのび子育て支援事業の経費については、減額補正をしているものでございます。

2目児童措置費、財源の入れかえでございます。

4目児童館費24万8,000円の減でございます。

5目児童福祉費1,438万4,000円の減でございまして、13節の委託料につきましてはこども園の施設運営委託料の減、19節の補助金につきましては記載3件分の補助金の減でございます。

6目児童福祉費254万2,000円の減、障害児通所支援に係る扶助費の減でございます。

4款1項1目保健衛生総務費312万9,000円の減でございます。19節につきましては、黒川病院に係る負担金の減額でございます。

2目母子保健費348万1,000円の減でございます。いずれも事業確定による減額でございます。

3目予防費41万3,000円の減でございます。事業確定によるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

4目環境衛生費119万7,000円の減でございます。28節の部分につきましては、戸別合併処理浄化槽会計への繰出金の減額でございます。

2項1目清掃総務費931万4,000円の減、これも黒川地域行政事務組合へのごみ負担金の減額分でございます。

5款1項1目農業委員会費3万8,000円の減、13節の委託料は農地台帳突合確認業務に係る減額補正でございます。

2目農業総務費68万6,000円の減、人件費の補正でございます。

3目農業振興費51万7,000円の減でございます。事業の確定による減額補正が主なものでございますけれども、19節の負担金補助及び交付金につきましては各種補助金の実績勘案による増減でございます。また、23節の償還金については、農地中間管理機構集積金の県への補助金返還金分でございます。

4目畜産振興費3,000円の増、子牛事故共助事業に係る補助金の増でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

5目農地費298万円の増、説明記載2事業分の増減になりますが、農業用施設維持管理費の増額補正については農業用水路長寿命化設計に係る委託料を補正しているものでございます。

2項1目林業振興費47万1,000円の増、19節負担金補助及び交付金につきましては農作物有害鳥獣駆除隊協議会への補助金の増額補正でございます。

6款1項1目商工総務費2,456万1,000円の減でございます。主なものでございますけれども、負担金補助及び交付金で企業立地奨励金の減額補正が主なものでございます。

2目商工振興費31万9,000円の減、19節の説明記載の補助金の減分でございます。

3目配水管管理費、財源の入れかえでございます。

7款1項1目土木総務費10万円の減でございます。人件費並びに事業確定に伴う補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目道路維持費141万1,000円の減、11節需用費につきましては光熱水費でございまして、街路灯の電気料の増額補正でございます。その他については、事業費確定に伴う減額補正でございます。

2目道路新設改良費4,134万5,000円の減、大瓜南側線改良舗装事業、尾西2号線改良

舗装事業、長町小沼田前線改良舗装事業につきましては、実績見合いで減額補正をしているものでございます。尾西中山線改良舗装事業、海老沢線外1改良舗装事業につきましては、増額補正という形をとっているものでございます。

3目橋梁維持費72万8,000円の減、事業確定による減でございます。

3項1目河川総務費44万8,000円の減、これも事業確定による減でございます。

4項1目都市計画総務費11万6,000円の減、人件費の補正及び報酬の減額補正でございます。

2目公園費5,537万6,000円の減、クリエートパーク遊具更新工事改良に伴う減額補正でございます。

3目下水道費307万2,000円の増、下水道会計への繰出金の補正でございます。

4目定住促進費120万円の増、定住促進費補助金の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

5項1目住宅管理費2,697万6,000円の減、人件費の補正並びに公営住宅改修工事完了に伴う工事請負費の減額補正でございます。

2目定住促進住宅管理費47万円の減、人件費の補正でございます。

8款1項1目常備消防費50万円の減、黒川行政事務組合への消防費の負担金の減分でございます。

2目非常備消防費1万円の増、小型ポンプ車の任意保険料分でございます。

3目消防施設費11万3,000円の減でございます。

4目災害対策費74万6,000円の減でございます。事業確定に伴う減額でございます。

9款1項1目教育委員会費26万3,000円の減、教育委員1名分の報酬及び費用弁償の減分でございます。

2目事務局費268万5,000円の減でございまして、確定による減額補正が主なものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目小学校の学校管理費429万6,000円の減、管理費の事業実績見込みによる減額が主であり、11節需用費の光熱水費につきましては水道料の追加補正でございます。

2目教育振興費102万4,000円の減、これも同じく事業確定に伴う補正でございます。

3項1目中学校の学校管理費252万2,000円の減でございます。実績見込みによる減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目教育振興費104万3,000円の減、事業確定に伴う補正でございます。

4項1目社会教育総務費605万1,000円の減、説明記載6事業確定に伴う減額補正でございます。

2目公民館費37万1,000円の減、これも説明記載4事業確定に伴う補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3目コミュニティ推進費7万円の減でございます。

4目平林会館管理費8万7,000円の増、11節の需用費につきましては電気料の増額補正でございます。

5目万葉研修センター管理費27万6,000円の減、実績勘案による減額補正でございます。

6目美術館管理費27万5,000円の減、こちらも事業確定による補正でございます。

5項1目保健体育総務費24万円の減、こちらも事業確定に伴う補正でございます。

2目体育施設管理費122万6,000円の減、これも事業確定に伴う減額補正でございます。

3目学校給食センター管理費47万4,000円の減、これにつきましても事業完了見込みに係る減額補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

10款1項1目農林施設災害復旧費3,795万円の減、15節の工事請負費につきましては国の査定結果による減額、19節でございますけれども農業用施設小災害復旧支援事業費補助金で700万円の増額計上でございます。

2目大衡村排水処理施設維持管理費1,532万1,000円の増でございます。28節につきましては、赤水基金への繰出金を計上しているものでございます。

3目明神揚水機維持管理費12万1,000円の減でございます。事業確定による減でございます。

2項1目公共土木施設災害復旧総務費58万6,000円の減、こちらも実績で見て補正しているものでございます。

11款1項1目公債費元金44万円の増でございます。

2目利子350万円の減でございます。

13款1項1目予備費58万3,000円の増、調整によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） まず、10ページ、地方消費税の交付金の減額の詳細をお伺いしたいと。

それから、プレミアム付商品券の事業のこの減額になっている、そこもちょっと詳細を伺いたい。

あとは、35ページの公園費の減額、事業終了に伴ってということですけれども、結構な額の減額ですので、そこも詳細に説明願いたい。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、地方消費税交付金の減額の部分、この部分の詳細の部分につきましては、ちょっと県の確定通知によるものという形でございますので、何で減額になってきたかという部分についてはちょっとまだ何というんでしよう、分析してございませんけれども、県の確定通知によるものということでのご理解をお願いしたいと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） プレミアム付商品券事業の関係ですが、令和元年度、平成31年度の当初予算の段階では非課税者、子供世帯の該当者の約7割という形で当初予算を計上させていただきました。事業がスタートして、実際の引きかえ券の交付対象者が、子育て世帯が188名、非課税世帯が130名で、子育て世帯は一応引きかえ券を100%は交付しているんですが、非課税世帯が15%ぐらいの引きかえ券の交付率となっております。その関係もございまして、事業の実績見込みが低くなつたもので減額補正という形になつております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 公園費の工事請負費の減額でございますが、平成31年度の当初予算要求上、1億円の予算要求をしておりましたが、国の交付金の内示額が半分以下でありましたことから、それに合わせて事業費を行いまして、このたびその差額分について減額するものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 消費税の交付金ですけれども、査定結果なんでしょうが、ではどうやって予算を組んでいるんでしょうか。次年度の予算はこれ以上に組んでいますね。結果的に減っているということは、その辺、どういうふうなお考えなのか、もう一度お願ひしたい。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 消費動向の部分の地方消費税交付金の部分でございますので、この額については当然変動はあり得る部分だという形でのご理解はまずお願いしたいと いうふうに思っているところでございます。

ただ、当初では1億7,000万円を一応見ておりましたが、消費動向等々の結果により1億5,000万円までになってしまったという形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 3点ほどお伺いします。

まずもって、債務負担行為で小学校のプール改修事業とありますが、これは令和2年度ということですが、これはプールの将来計画に合わせた債務負担行為という考え方でよろしいんでしょうか。いろいろこれからどうするかという点が議論になった経緯もあつたと思うので、どのような計画なのか、使い道みたいなものですね。1つお伺いします。

それから、14ページでしたか、県の補助金ですか、産地、669万円、これの内訳みたいな、どういった項目になるのかという点、1つお願いします。

それから、児童保育費に関連して委託料が1,000万円ほど減になったと。このわけをお聞きしたいと。

3点です。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 小学校プールの改修工事の債務負担行為1,500万円の関係でございますけれども、これにつきましては令和2年度の当初予算のほうに1,500万円のプールの改修事業費、工事費用を計上しております。その工事の進捗を早く図るための債務負担行為ということで設定するものでございます。

プールのそもそもその改修につきましては、今後の給食センターの改修工事が終わった後に改修する計画を持ってございますけれども、去年のプールが使えない状況に陥っている状況を早く解消するということで、令和2年度の当初予算において工事費を計上するわけですけれども、夏の暑くなる前までに工事を終わらせるために契約行為、そういったものを早目にする必要があるということで、今回、債務負担行為をしたということでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ご質問のありました産地緊急支援対策事業費補助金については、

詳しく申し上げますと、農林水産省持続的生産強化対策事業推進費補助金というものの中の産地緊急支援事業というものでございまして、ごく簡単に申し上げますと、今般の台風19号によります稻わらの処理に係る補助でございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 児童保育費の減額補正につきましては、主に委託料の減額になりますと、運営費の部分の減額でございます。これにつきましては、当初予算では無償化に変わった際の見込みが立たず、現年どおりという形で予算を組んでおりまして、10月に施行されました幼児教育無償化に伴いまして減額という形でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） あらかた理解しました。

そうすると、1番目の債務負担行為、小学校のプール関係ですが、これは現行のまま、ことしの夏に使えるようにということで行うというふうに考えてよろしいんですか。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（斎藤 浩君） 例年プールのプール開きは6月の、去年ですと12日だったと思うんですけれども、6月の中旬ころまでからプールを使うようになりますので、令和2年度においても遅くとも7月頭くらいまでにプールが使えるようにということで、そのための工事の進捗を早く図るための債務負担行為ということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 先ほど公園費やらでの減額についての質問もありましたが、まず12ページの歳入を見ますと、国庫補助金関係、災害復旧関係は先ほど説明もいただいた部分、関連すると思うんですけれども、15款2項4目土木費関係やら、非常に8,900万円からの減額、当然、事業確定という説明を受けますとそのとおりかなと思うんですけれども、大きく計画した事業内容が変更した場合もあるのかなと。あるいは、入札の結果、計画に対する減額がされての契約に至った場合とか、いろいろ想定される部分はあると思うんですが、このように1節、2節、3節、5節、減額の数字が並べられると、どういう理由だったのかなと総体的に思うわけであります。その辺1点。

それから、16ページに参りまして寄附金、ふるさと寄附金、今回500万円の追加、非常に寄附金ですから予定することが難しいとは思うんですけれども、500万円も増額になっていますが、件数で何件の増額、さらには何か大衡村に対する魅力があつての寄附、そういう増額の要件として考えられる部分がもしあれば、その辺をお聞きしたいと。

それから、3点目、17ページ、雑入の関係で牛野ダムキャンプ場清掃協力金、今回は3万5,000円の追加ですけれども、大瓜地区からこの事業のあり方についていろいろ要望的な意見も出ておると、地元の議会との座談会等でも出ておりましたが、そういうことを考える場合にこの雑入のあり方、ちょっと理解していない部分がありますのでお伺いしたいと。

それから、最後に30ページ、もう1点だけ、衛生費の清掃費ですが、一部事務組合負担金の930万円からの減額、私の記憶ではなかなかこういう減額はなかったのかなと。そして、大衡でこの金額ということは、大和町においてはかなりの高額減額になっておるのかなと。令和元年度における組合と町村との関係はあると思うんですが、その辺、説明をいただきたいと。

以上の点、よろしくどうぞお願ひします。

議長（細川運一君） 国庫補助金については担当課でよろしいですか。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 初めに、道路費の補助金の減額の関係でございますが、まずは1節の道路費補助金で4,726万4,000円の減額となっております。内訳といたしまして、大瓜南側線分として4,910万4,000円の減額、尾西中山線として184万円の増額となっております。大きなところで大瓜南側線の減額なんですが、こちらは社会資本整備総合交付金の内示の関係が当初予算に対して半分だったということでの減額となっておりますが、事業といたしましてはその分、減額となった分、辺地債を充当することができまして、令和元年度事業、繰り越しになるかと思うんですが、での事業完了が見込める状況となっております。

公園費につきましては、先ほど佐々木春樹議員のご質問にお答えしたとおりとなっております。

3節の土木費補助金1,222万4,000円の減額につきましては、公営住宅の長寿命化事業分となっておりまして、こちらも予算要求に対しまして国の内示の部分が満額をいただけなかった関係で減額したものとなっておりまして、今年度、河原住宅3号棟の改修工事を行ったということでございます。

5節の災害復旧土木費補助金につきましては、災害査定の結果を受けまして事業が確定したことから減額するものでございます。

それと、3点目にご質問いただきました牛野ダムの清掃協力金、雑入の関係でございますが、3万5,000円の増となっております。この牛野ダム清掃協力金につきましては、

牛野ダムキャンプ場に有料の水道を設けておりまして、その分の歳入分となっておりまして、この分の半分を地区のほうに報償金として支出していることでございまして、当初予算8万円を計上しております、収入見込みといたしまして11万5,000円の収入見込みがあるということで、その分を増額させていただくものとなっております。

以上です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 16ページの寄附金のふるさと寄附金の大衡村ふるさと寄附金の500万円の増という形でございます。当初で350万円ほどを見ております。当然、寄附金なのでどのぐらいふるさと寄附金が見込まれるかというのはわかりませんので、当初とおりあえず350万円という形で見ておりました。件数については、ほぼほぼ例年と同じような多分件数になっておろうかと思います。いわゆるポータルサイトに委託しておる部分もございますので、まだちょっと最終的な件数というのは精査はしてございませんが、ほぼほぼ850万円ぐらいになるんだろうなというふうには思っているところでございます。

令和2年度のいわゆる予算につきましては、令和元年度は350万円でしたけれども、令和2年度の当初予算については500万円ほどのいわゆる当初のふるさと寄附金を見込んでいるものでございますので、ご了承願いたいと思います。以上でございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 30ページの黒川地域行政事務組合への負担金の減額931万4,000円でございますが、こちら、基本的には事務組合からの通知によるものでございますが、中身としては環境管理センターのマテリアルリサイクル推進設備の事業が完了したということで、構成市町村、大和町、大郷、大衡、全て減額ということで通知をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） まず、15款の国庫補助金の減額については、内示あっての事業費、財源

構成上のある方からという説明で理解いたしました。

あわせて、雑入、牛野ダムキャンプ場清掃協力金については、水道料の雑入処理ということで理解するものであります。

ふるさと寄附金につきましては、説明のとおり、当初から前年度並みを計上するわけにもいかず、当初350万円の計上で今回500万円の追加、この件数だけ、あとお願ひいたします。最終的に850万円で何件を見込まれておるのか。

それから、衛生費の清掃総務費ですけれども、一部事務組合負担金、これらは先ほど説明のとおり、旧焼却炉を解体してさらなるマテリアルリサイクル推進施設ということでの資源ごみ処理施設の整備費の関係と説明がありましたけれども、これらにつきましても国の補助、交付金が関係しての今回の町村間の精算と思われますけれども、このマテリアルリサイクル事業、事業年数、たしか3年と思われますが、その点、再質問いたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） ふるさと寄附金の件数でございますが、2月末現在の数字になります。3月も見込まれるんですけども、2月末現在で487件、3月までの件数を加味するとおおよそ550件程度になるのではないかと見込まれるところでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） まず、マテリアルリサイクルの推進施設整備事業についてちょっと概要のみ、まず説明させていただきます。黒川行政事務組合のほうで旧焼却施設を取り壊したところにペットボトルの減容の施設、あとは管理棟、あとトラックスケールを、新たに設備を設けるというような事業でございます。

こちらも当然、佐野議員がおっしゃいましたように国庫の交付金が入っていまして、今回その減額になった大きな要因は、ペットボトルの減容施設、管理棟、トラックスケールの施工管理と工事の請負費の入札の差額による減額、当然、歳出も減額になりますので、国の交付金も減額になっております。また、行政のほうで起債もしておりますが、そちらのほうも減額になっておりまして、それぞれ歳出歳入減額の差額を各構成町村に割り当てて今回減額というふうになっているものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ふるさと寄附金につきましては、550件が予想されるということでの予算措置、理解いたしました。

それから、ごみ処理施設関係につきましては、入札、契約の結果、そういう精算が生じたというふうに理解いたしましたが、これは令和元年度における契約ということで、今後もそういう精算は、3カ年事業ですから今後はそういう精算は出てこないというふうに理解してよろしいのか、最後に伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 済みません。先ほどの質問で漏れていました。3カ年ということですけれども、平成30年からの3カ年でございまして、平成30年、ことしとあとは来年度の3カ年という事業でございます。今年度の精算で今回は減額というふうになっていますけれども、来年度は来年度で一応、行政事務組合の資料を見ますと3億6,600万円ほどの総事業費ということで見込まれていますので、それに伴う精算というのは発生する可能性はあるとは思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 2点お聞きしたいと思います。

まず、歳入のほうで17ページになりますか、基金の繰入金であります、14番目の災害復旧資金の貸付基金、繰入金として657万6,000円の追加補正ですけれども、これは東日本大震災のときの貸付基金の償還だと思うんですけれども、当初の貸付金額、1億円以上あったんでしょうかね。そして、毎年償還になった金額が基金のほうから繰り入れしているんですけれども、当初の貸し付け、実行した金額、件数、そして今回六百何十万円ですが、貸し付けの残高がまだあるものかどうか、その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

そして、基金からこのぐらい入れるわけですけれども、充当先といいますか、その辺の使い道はどのように考えておるのか。本来は、私の理解では財調に積み立てるというのが基本だという話に理解しておったんですが、そういう取扱いがされてはいないようですね、予算計上のあれでは。財調の積み立てるほうには回していないような状況なんですけれども、単なる一般財源としての繰り入れであるものか、まずそれ1点、伺います。

それから、歳出のほうで教育費の教育委員会運営費が今回26万3,000円の減額ですけれども、教育委員1名の方の報酬とかの経費だと思うんですが、今現在1名の教育委員が欠員の状況ですけれども、今後の見通しなどはどのようにになっているか伺います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 災害復旧資金貸付基金、これは議員おっしゃるとおり、東日本大震災時の貸し付けの基金でございます。そして、当時の貸し付け件数でございますが67件、貸付金総額が1億5,871万5,000円となってございます。そのうち既に償還いただいている金額でございますが、1月末でございますけれども1億5,327万8,200円でございまして、現時点未収というふうになってございますのが4件、金額で543万6,800円となってございます。

今回補正させていただいているのは、既に今年度償還いただいている基金の通帳残高、こちらを一般会計に戻すということでございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 石川議員おっしゃるとおり、いわゆる積み立ての繰り入れがあって、いわゆる財調のほうに積み立てるという形になっております。ただ、当然、今この積み立て繰入金の部分については償還部分だけと。未償還の部分もございますので、その部分については当然3月に専決になろうかと思いますけれども、財政調整基金のほうへ積み立てるような形になるような形でのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 欠員になってから村長サイドのほうに要望を出しております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 災害復旧基金のほうはそういう形で、いずれはそっちの財調基金のほうに積み立てるということですので、当初の原資がたしか財調をもとにして貸し付け制度基金をつくったんですよね。それでもとに戻すというようなことで、適正な取り扱いだと思うんですけども、それは了解しました。

ただ、今言ったように4件の未納が幾らですか、五百四十何万円あるということで、これは償還期限を過ぎた分というような理解でいいんですか。その辺、もう1回確認したいと思います。

それから、教育委員の件については、教育長のお話、そういうような話ですが、教育委員の任命というのは議会に提案されるんですけども、村長提案になるのかなと思うんですが、大分欠員の期間が長いと思うんですけども、委員会の運営で支障がないものかどうか、その辺の考え方と、いつのあたりその後任の方を任命する考えでいるのか、やっぱり具体的に示す時期じゃないのかなと思うんですよね。大分経過していますよね。

どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 先ほど申し上げました543万6,800円の4名の未収につきましては、既に償還期限を過ぎておるものでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 教育委員の任命についてお答えをしたいと思います。現在1名の欠員といいますか、定員からすれば1名欠員ということになっております。でありますから、その後任の人事を早速といいますか、進めていたところでありますけれども、なかなか人選といいますか、いろいろな人がおられますけれども、なかなか決め手に欠けると申しますか、まだ今、いろいろな皆さんにも何か投げかけたような気もするんですけれども、誰か適任の人がいたら推薦していただけませんかというようなお話をたしかしたような気もするんですけれども、それはさておいて、今おかげさまで教育行政のほうは教育次長も置いておりまして、1名欠員ではありますけれども何とか回っていると。回っているというのもおかしいんですが。でありますけれども、ただ、制度上、その欠員というのは好ましくないわけでありますから、早速といいますか、近日中に、近日中といつても何と言つたらいいんでしょうね。できるだけ早くその後任、人選をしてまいりたいというふうには思つてゐるところであります。

そういったことで、今欠員が生じてゐることは重々承知の上でやつてゐるところであります。以上であります。

ただ、いいわ。余計なことを言うとね、また。ということであります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 災害資金のほう、未納ということになれば、一般税と同じように滞納扱いになると思うので、やっぱりその解消に向けては努力していただければというふうに思います。

あと、教育委員については、やっぱり事務局職員と別ですので、運営の審議する組織の大事な委員でありますので、やっぱり欠員のままの状態、すごく長い状態というのは好ましいことは当然ないわけですので、なるだけ早い時期に提案されることを考えていただければと思います。紹介といいましても、我々、紹介するわけにいきませんので、それは。どうか早い機会にその提案をされるよう望んでおきます。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 議員おっしゃるとおり、こちらも未収金の回収について努力してまいりたいと思います。

なお、この未収となつておる方々につきましては、滞納税のほうもありますので、あわせて滞納整理をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 村長。引き続きのご努力をというご質問でございます。

村長（萩原達雄君） そのようにぜひ対処してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 6ページ、債務負担行為ですね、男女共同参画プラン策定業務の詳細についてお伺いいたします。

あと、16ページ、不動産売払収入、土地売払収入の192万1,000円についてお伺いいたします。

それから、33ページ、第1項商工費1目商工費総務費の19節負担金補助及び交付金の中の商工費補助金、企業立地促進奨励金の2,366万9,000円の減についてお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 済みません、一番最初の質問は。俺が聞き忘れた。（「男女共同参画」の声あり）男女共同参画ね。わかりました。

担当課でよろしいですね。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 男女共同参画プラン策定業務ですが、こちら、債務負担行為のほう、補正を上げておりますが、来年度、再来年度の2カ年で基本計画の策定ということでの債務負担行為の設定でございます。

来年度は一応、住民アンケートを予定しております、そちらのアンケート調査とそのアンケートに対する精査ですね、そちらのほうを予定しております。令和3年度は、そのアンケート調査の結果をもとに実際の計画策定に向けての作業ということになると 思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 16ページの不動産売払収入の中の土地売払収入192万1,000円というところでございますけれども、個人の方の1件分で村有地の払い下げの部分でございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 商工総務費の19節の負担金補助及び交付金の商工費補助金、企業立地促進奨励金の減額についてでございますが、これにつきましてはソーラーフロンティア株式会社の関係でございまして、平成30年9月に条例規則等を改正しまして、5年間の交付期限を1年限り延長していたところでございますけれども、この会社のほうからの申し出がございまして、商業生産の再開には現時点ではまだしばらくの時間を要するということのお話がありまして、その分、ソーラーフロンティアの5年目の支払いの分、2,795万1,200円を減額させていただきまして、その一方でこのたび立地が決定いたしましたグローテック株式会社の初年度分の奨励金428万2,000円を追加させていただきまして、差し引き2,366万9,000円を減額させていただく内容となっているものでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 男女共同参画プラン策定業務ですね、今、課長の説明では1年目は住民アンケート、また、あといろいろな精査ですね。あと3年目になって計画ということになりますけれども、この計画とかは策定業務に当たっては業者任せになっていくのか、それともいろいろな部分、住民とかの意向ですね、そういう部分を反映していくのかということをちょっとだけお伺いしておきたいと思います。

それと、土地売払収入ですね、こちらはできればどういうところなのか、わかればですけれども、差し支えない程度の範囲でお願いいたします。

企業立地促進奨励金、こちら、ソーラーフロンティア、いろいろな業績、いろいろな部分があると思うんですけども、今の状況ですね。いろいろ企業訪問もされていると思いますけれども、どのような訪問をされてどのような状況であるか、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 実際の男女共同参画の計画策定に当たっての細かい実施計画等はまだ策定している状況にございません。ただ、一般的なことを申し上げますと、他の町や市の策定委員会の委員の情報を見ますと、一般的には学校関係の委員であるとか、あとは各種団体の代表者の委員、また、あと一般住民の代表という形での委員を構成しての策定委員会ということで策定に向けて、多少コンサルは当然入るんですけども、中心はそちらの委員が中心になっての策定ということになるかと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 当然、個人名は伏せさせていただきますけれども、今まで駐車場として村有地を使っていた部分を払い下げるものでございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ソーラーフロンティア株式会社の関係でございますけれども、ここ1年のうちでも村長がソーラーフロンティアの本社のほうを訪問したり、あと逆にソーラーフロンティアの社長が本村役場のほうを訪れたり、あとそれぞれ担当の部長、取締役等が行ったり来たり、こちらから訪問したりということで複数行き来をしているものでございますけれども、直近の行き来の話をさせていただきますと、1月27日にこちらから担当者ですけれども、県の産業立地推進課の担当者とともにソーラーフロンティアの本社のほうを訪問させていただいておりまして、その時点での操業の状況、その時点で聞き取りをしたわけですけれども、その時点ではなかなか年度内の生産再開は難しいという現状を聞いてきております。

そういう中で、ソーラーフロンティア社のほうにもお話をさせていただきまして、そういうお話であれば村長のほうにも直接おいでいただきましてお話をさせていただきたいということを申し上げまして、2月10日でございましたけれども、取締役が来庁されまして、形上、正式な形でその時点で、現時点で年度内の生産が難しいというようなことを表明していただいたところでございます。

具体的な内容をもう少し詳しくご説明しますと、東北工場の現状ですけれども、超軽量かつ幅広い用途に応用できる太陽光発電の次世代のモジュールの開発を、まだ試行を進めているところであるけれども、大体活動の中で課題は絞り込めてきているけれども、まだ幾つかの技術的な検証をする必要があるということで、開発中の製品の市場開発も並行して進めているという現状だそうでございます。いずれにしても、もうしばらく時間要するために、本年度中はこれらの検証、市場開発を継続していく計画となっているということでございまして、その結果を踏まえて来年度以降、商業化に向けての準備を進めたいということでございまして、ご説明しているように現時点での年度内での再開は難しいというお話に至ったところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 今、ソーラーフロンティア、現状の説明が課長からございました。次世代モジュール、技術の検証、あと時間を要する、そういう言葉は何か随分何回かお聞きしたのかなと思っています。大体どのくらいからの時期からこのような言葉がずっと

続いているのか、そして村長として2月10日にあちらの方が来庁されたといったときにどのような見解を持たれたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 詳しくいつからということはありませんけれども、ここ2年以上前からそういった状況、あくまで商業生産に向けての取り組みを続けているというようなお話をございました。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ソーラーフロンティア様の関係につきましては、ただいま課長が答弁したとおりであります。私としましても、3年ぐらい前からかな、本格生産が開始されていないということの中で議会のほうでも石川議員にもお叱りなどを頂戴しながら今日まで来たわけでありますけれども、いや、お叱りじゃなくて何ですか、いろいろご意見をいただきながら、早く再開していただいて大衡村の工業生産の数字を少し上げて、それに貢献していただきたいというのは私たちのひとしく思う気持ちでありますけれども、なかなか諸般の事情もありますし、今現在まだ量産体制にはなっていないということであります、去年でしたかね、そうであれば来年度の交付については見合わせていただきますという申し入れをしてまいりました。その結果を受けて今年度がそういう支払いといいますか、交付金を支出しないということになったということになりますので、今後も仮に今から生産が始まったからといって出せるものではありませんので、それで終わりですよということで先般も取締役の方がお見えになりましていろいろと懇談をしながら、そしていろいろな情勢も伺いながらそういう経緯に至ったわけでありますけれども、ただ、ソーラーフロンティアとすればまだ世界に向けてのモジュールですね、模範となる規範となるモジュール、そういったものの生産をやっぱり目指していくんだということの決意は変わらないということになりますので、我々としても何らかの方法で、何らかの方法といつても交付金を出すという意味じゃなくて、支援してまいらなければならぬのだろうなど、こんなふうに今思っているところであります。

以上であります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 40ページの社会教育総務費について伺います。605万1,000円、大幅に減額しておりますが、主に職員の給料または社会教育総務費だと思いますが、そのほかに5事業をしております。この5事業が減額している理由を伺います。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　社会教育総務費605万1,000円の減額でございますが、主に給料

関係が450万円ほどになります。そのほか、報償費21万5,000円減額になっております。

中身なんですが、放課後子ども教室の放送器具関係で8万円、家庭教育講演会、これが10万円の予算をとっておりましたが、5万円程度で済むということで5万円の減額になっております。それから、地名講演会、3月13日に予定しておりました。予算10万円のところでしたが、8万5,000円の減額で計上しております。

それから、11の需用費ですが、印刷製本費70万5,000円の減額になっておりますが、これはカレンダーの作成業務と大衡歴史散歩の印刷業務になっております。いずれも入札でございまして、70万5,000円の不用額となっております。

それから、負担金補助の関係ですが、青少年育成の2万円の減額になっておりますけれども、ジュニアリーダーサークルの総会をしておりませんので2万円の減額、それからその下の子供の居場所づくり事業補助金ですけれども、予算では2万7,000円の3地区を予定しておりました。いずれも予定は立てたんですが、実際の事業には至らなかつたために2万7,000円掛ける3地区で8万1,000円の減額になっております。

主な事業関係は以上でございます。

議長（細川運一君）　小川克也君。

1番（小川克也君）　事業内容、行っているということですが、今後、委員とか職員の多忙化を考えて、事業内容を密にして委員の研修等を強化するとか、社会教育、家庭教育または芸術振興の事業等に尽力を願って、教育力をさらに高めていただきたいと思いますが、事業等に関しては今後、課長の考えとしてはどうでしょうか。

議長（細川運一君）　社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君）　私の考えで申しわけございません。少年教育か家庭教育、それに力を入れていきたいと考えております。

議長（細川運一君）　小川克也君。

1番（小川克也君）　大衡村では社会教育協議会等、いろいろな事業等があります。社会等にも力を入れていきたいなと思っておりますが、村長の考えとしてはどのような考えを持っているでしょうか。

議長（細川運一君）　まず教育長にお伺いしたいというふうに思います。教育長。

教育長（庄子明宏君）　社会教育をないがしろにしているわけではございません。ただ、次年

度につきましては、先ほど課長が申し上げましたように少年教育と家庭教育、特に家庭教育につきましては学校教育にも結びつくところであります、そちらのほうに十分力を入れていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　学校教育もそうですが、社会教育、これも本当に教育の重点的なかなめであります。ぜひその充実についてもっともっと深めてまいられればいいなというふうには思っているところであります。

その上で、先ほどお話がありましたとおり、教育委員が1名欠けていると、空席になっているということについては、本当に大変遺憾なことであるというふうには認識しておるところでありますので、教育委員については先ほど答弁したとおりであります。

社会教育、学校教育、やっぱりどっちも大事でありますから、しっかりとやってまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君）　　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　　1点、プレミアム付商品券事業についてお伺いします。まずこの事業、どういう経緯で事業が行われることになって、その全般もまず説明願いたいとともに、今回の補正予算におきまして国庫補助金として850万何がし、あとプレミアム付商品券の雑入のほうに入ってくる1,400万何がしが減額されております。そうすると、総額2,315万8,000円の減額ですね、歳入で。支出のほうでも2,291万9,000円の減額というような形になったこの経緯を説明願いたいと思います。

議長（細川運一君）　　住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）　　まず、プレミアム付商品券事業ですが、消費税の増税に伴う国の施策でございまして、今年度の住民税が課税されていない方または2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯に向けてプレミアム付商品券を発行するという事業でございました。こちらの事業ですが、1セット4,000円でご購入していただいて、5,000円分の商品券をこちらからお渡しするという事業です。1世帯当たりというか1名当たり最大5セットまで、2万円分ご購入いただけまして、2万5,000円の商品券を購入することができるという事業でございます。こちらは単年度の事業でございまして、当然、今年度3月31日までこの券は使っていかなければならぬというものでございます。

歳入、歳出とも大きく減額している要因でございますけれども、先ほどちょっとご説

明申し上げたとおり、当初予算の計上に当たって対象者の約7割というふうに見込んで当初予算を歳入、歳出とも計上させていただきました。実質その制度が始まって、引きかえ券の交付を受けた割合ですが、子育て世帯は100%受けております。ただ、非課税世帯は15.31%の方が引きかえ券の交付を受けたということになるので、そちらの関係もございまして当然、商品券の販売数も当初見込みより大幅に少なくなった経緯がございます。そちらに伴いまして、国の補助金の減額またはプレミアム付商品券の購入に係る雑入分も減額、あとは歳出も当然減額というふうになつたものでございます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　これは単年度事業であり、そして簡単に言うと消費税が10%になつたことによる生活困窮と言っていいのかどうかわかりませんけれども、あと子育て世帯ですね、そういう方々に対する緩和措置というような意味合いもあったとは思うんですけれども、本当にこれは国のばらまき政策の最たるものじゃないかと思いつつも、当初から考えていたわけなんですけれども、それで村としてこの事業を行つたことに対する何というか総括というんですか、あと他市町でもこのくらいの利用率しかなかつたのかどうか、もし仮にこれが大衡村だけの問題でこのくらいの数しかなかつたというんであつたら、それを説明する責任というか責務を少しどう怠つたのかどうかというところまで考えることも必要なのかと思うんです。ほかのところと実績等なんかは比較されたことがあるのかどうか、そして事業総額はどのくらいで、最初の当初の総額はどのくらいだったのかをお伺いします。

議長（細川運一君）　住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）　まず、他市町村の状況でございますけれども、例えば取りまとめしている県で公表している資料等はないんですけども、当然我々も事業をやっている上で周りの町とかと情報交換をいたしますので、そちらの情報を聞くところによるとやはり低迷をしておると。

国のほうも当初この事業を見込んだときに、子育て世帯には引きかえ券は年齢要件で確定するので全部お渡ししてください、ただ、非課税世帯に関しては買う買わないは本人の意思であるので、アナウンスだけ、広報だけをして、申請主義ということで各市町村は1回だけ非課税世帯に対して広報を行つてくださいというような状態でした。実際1回だけその通知文を差し上げて、あなたは対象ですよと、この期間内にご希望があれば引きかえ券を申請してくださいという形で通知申し上げたんですけれども、当然全国

的にその申請率が低い状況で、当初の制度は1回だけの申請という制度だったんですが、9月の下旬くらいになってから国のはうがもう一度非課税世帯に対して申請をできるところはしてくださいというような通知がございました。それを見て、村としては10月末に非課税者に対してもう一度、あなたは対象ですので申請していただければプレミアム付商品券がご購入できますということでアナウンスはしております。

ただ、その中で実際、私どもお電話とかは受けているんですが、何回もアナウンスしてもらって申しわけないんだけれども買わないよという電話もいただいているとか、そういう電話もいただいている。子育て世帯に関しても、100%一応引きかえ券は交付していますが、実際ご購入した人は非課税世帯と一緒にやはり低迷している状況です。

要因としては、国の制度設計もあるんでしょうけれども、基本として村内のお店、事業所でなければ使えないというようなプレミアム付商品券でございますので、そういうこともネックなのかなということと、中には非課税者がなぜ私が非課税だということで券を出してお店で買わなければならぬんだというようなご意見もいただいておりまして、そういうお考えもある方もいらっしゃるのかなというふうなことで捉えております。

総事業費のほうはちょっと前年度の当初予算しか持ち合わせていないので、申しわけございませんが。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　本当にこの事業、私もこのプレミアム付商品券、当初説明があったときに、簡単に言うと企画商工課でやっている割り増し商品券だよね、産業振興課。そちらと一緒にもうちょっとこんがらがってしまって混同してしまった経緯もあるわけなんですけれども、何かそういうことをすることによって、かえって利用する側が混乱したという点もあるのかなとも思いますし、やはりそういう何か国の施策がこういう形で、何かばらまきでこんがらがらさせて逆に不評を買っているのかなと思うんですけども、こういう事業、これからもいろいろあるかと思われますけれども、それに対して村側の、やれと言われたらしなければならないのかどうかも含めて、こういう事業の是非というのをぜひ検討していただきたいと思うんですけども、その辺の考え方はどなた、村長かな、そこら辺も含めてちょっと検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 誰に聞けばいいの。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 国によるさまざまな事業がございますが、当然、今回のプレミアム付商品券事業については低迷しましたけれども、新しい事業が示されたときには村としてはやらないというわけにはなかなかいかないとは思います。ただ、当然、制度設計されて国はやるんだということで、市町村にもやってくださいと言う以上は、私どもとしましても最大限の努力でやっていきたいとは思っております。

議長（細川運一君） 村長、ご発言ございますか。よろしいですか。村長。

村長（萩原達雄君） 国の制度を村の判断でやるやらないということは、ちょっとなかなか難しいものがあるんだろうなというふうに思います。議員おっしゃるとおり、恩恵は余り期待していない人もおられるでしょうけれども、その反面、やっぱりその恩恵に浴する人もおられるわけですから、私としては本当にこの制度設計は、私個人的な意見を申し上げれば、大衡村の村内でしか使えないじゃなくてどこでも使えるようにしたほうがよかったです。そうすれば、低所得者の人もいろいろ使い道があったんだろうなというふうに思います。

私も投書が参りました。それは、その投書の人の言葉はこういう書き出しでした。プレミアム付商品券を私は買える立場の人間ですと。しかしながら、大衡村でしか使えない。大衡村ではそういう使えるところがありませんと。なので、私はそれを断ったというんでなく、申し込まなかつたと。こういうことでした。何をその人が言いたいかというと、大衡村にスーパー的なものをつくってほしいとか、そういうことでした。

ということでありますので、あれはやっぱり制度的にはその市町村でしか使えないのではだめだと思います、私は。商工会でやっているのは、それは村の商工会でやっているわけですから村でしか使わない、村内でしか使えない、それは当たり前だと思います。ですから、プレミアム付商品券につきましてはちょっと「ううん」という感じであります。

以上です。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これまで議員の皆さん、いろいろ質問された中でちょっと気になったことだけ2点だけ、もう一度お聞きしたいと思います。

それは、1つは、災害復旧貸付金の繰入金でございます。現在4件で543万6,800円がまだ未収であるというお話をしたけれども、これは滞納扱いになるのかという質問に対

して、滞納扱いになりますよというお答えでした。この4件のこの方々たちがほかにも滞納があるというようなお話に私は伺いましたんすけれども、それは本当かどうかということをまずもって1つお聞きしたいということです。

それから、もう一つは、村長にお伺いしますけれども、教育委員のお話なんすけれどもこういうお話がありました。教育委員の中には父兄の代表も入っているというお話なんですが、その方のご子息はことしで中学3年生を卒業するとなつた場合には別の人を入れなければならぬのではないかと。今なつてはいる方が教育委員として父兄の代表としてだめになれば別の人を入れなければならぬし、その人がそのまま教育委員をなさつていればそのままでいいんですけども、もしその方にやめられれば2人になつてしまふんではないかというようなお話が控室であったものですから、その辺についてのご答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 今ほどご質問がありました災害復旧資金貸付基金、こちらの未納が4件ございますというお話をしました。こちらにつきましては、償還方法につきましては年賦、半年賦、月賦という3通りがございまして、こちらの方々につきましては月賦で償還予定でございましたけれども、昨年の12月に最終償還計画を終えてございますので、私どもといたしましては未収、滞納というふうに捉えてございます。

この方々のうち税金の滞納もありますということでお話しさせていただきましたけれども、4件のうち税金で滞納のある方が2名ということでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどから出ております教育委員の関係のご質問だというふうに思いますが、今、大衡村では教育委員が4名、教育長を入れて5名となっておる、定員が。それでそのうちの1名を、小中学生を持つ、あるいは幼稚園か、高校も、小中ですよね、たしか。

教育行政ですから、教育長に答弁をさせたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 教育委員の選出につきましては、さまざまな立場の方から選ぶようになっていますけれども、特に小中高と学校関係もありますので、保護者から1名出したほうがいいのではないかということで、保護者から出さなければならぬということではないんですが、努めて選ぶようにしております。

また、任期が4年なんですが、任期4年でやめる方が出たときに、やめる任期が重ならないように例えればこの年に2人やめてしまったとか、そういうことにならないような配慮をしながら決めているところもあります。

以上です。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） そこまで言ってもらえば、今度村長が答弁するのかなと思ったから、答弁させたいと思って俺、言ったんだから。

それでは、ちょっと今の滞納の件について、お二人の方が村税の滞納もあるというお話をございましたけれども、この貸し付けというのは、いつから滞納になったかまだわかりませんけれども、貸し付けするときからもうなっていたのか。もし貸し付けするときから滞納があったとなれば、貸し付けられなかつたのかなというような気もするんですけどけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、今聞いてはっきりしましたけれども、教育委員のほうなんですかけれども、小中高とまで教育長は言いましたけれども、高になれば、高校に今度行くんですから、そこまでは2人ということまではいかないと思いますけれども、先ほど来より言っているように1名の方の、数日後ではないと思いますけれども、短期間のうちにお願ひしたいというふうに思いました。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） まず、この貸付金の貸し付け基準といいますか、当時貸し付けの申し込み時点での滞納がない方ということでございますので、当初から税金滞納はございませんでした。その方々のうち、現在も定期的に償還あるいは不定期に償還がある方が2名で、との2名の方につきましてはここ2年ぐらい償還のない方が1名、あと6年ですか、平成25年以降、償還のない方が1名でございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 教育委員の資格といいますか、必須事項ではない、そのお子さんが小中高に絶対いなければならぬという必須事項ではないと、私はですよ、私は理解をしているところです。

ですが、やはり必須ではないにしても、その要因による選任を受けた方のお子さんが例えば学校生徒等々でなくなった場合については、後任の別の人人が、もし適任者がいれば別の人にかわってもらう。それももちろん当然やらなければならないことではあると

思います。

ただ、これまでの大衡村のいろいろな役職がございますけれども、一旦なった人をかえるというあれが大変難しいんですよね。これは議員の皆さんも多分体験していると思いますけれども、一旦なった人を、あなたどうか退いてください、別な人を据えますからということをするのは本当に精神的に大変な作業でございます。したがいまして、そういうことで長くやっておられる方もいるといえばいるんじゃないかなというふうに思います。教育委員にかかわらずですけれども、それは。

なので、この件については先ほども申し上げたとおり、教育委員会にも本当は、教育長にも誰かいないかという話をしています。教育長からは「いや、村長、誰かいないんですか」と、こう言う。ですから、お互いにですね。職員の皆さんにも私、職員ではないな、副村長とかにも幹部職員にも「誰かいないもんだかよ」と、「ぜひこれと思う人、教えてけろや」と。教えてもらうだけでいいんですよね。それを参考にするだけですから。そういうふうにしていただけないかと。石川議員、私が推薦するわけにいかないみたいな話ですが、教えてもらうだけでいいんです。こういう人はどうなんだとか、ああいう人はどうなんだとかという話をされただけで非常に参考になりますので、ぜひ。でも、そんなことを人頼みにしているわけにもいきません。執行部のほうで何とかしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） その詳細、この繰入金ですね、繰入金の滞納についての詳細が初めてわかったわけなんですけれども、お一人の方はもう平成25年から全然払っていないという、たしかあれは平成24年からですか、始まったの。平成24年に始まって、そして平成24年に1回目を払っているんですね、私たちは、借りた人たちは。その12月にはもう既に1回目を払っていますよね、年賦の人は。そして、7年間でお返ししたという。無利子ですからこんなにありがたいことはなかったんですけども、でももう平成24年は多分はお支払いしたんでしょうから、その方。そして、平成25年からもうすぐぼんと払わなくなったということに関しては、やっぱり少し問題があるのかなというふうに思いますけれども、でもそこまで役場のほうでわかるわけはないんですから、これはしようがないといえばしようがないんでしょうけれども、やっぱりこういうお金を貸す、借りるといったときの審査というのは十分にしていただかないという結果が出てくるのではないかというふうに思います。その辺、ご答弁があればお願いしたいと思います。以上

です。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 先ほどの平成25年以降、償還がないという方につきましては、この方は月賦で何回かは償還をされておるということでございます。今回の貸付基金につきましては私債権でございますので、税のように我々、自力執行権、滞納処分ができるという債権ではございませんので、連帯保証人もついておるということでございますから、そちらにもこれまで請求もしておりますし、今後の償還の状況を見ながら司直の手もかりるということも最終手段というふうにあるわけですけれども、そのようなことで未収金の回収に努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長が今答弁したとおりであります、これは私債権管理条例の中で今後処理していかなければならない案件だというふうに思っています。この平成24年のときに、ご承知のように大震災のために生活再建、そして事業再建といった中で融資制度ができました。できたのはいいんですが、その審査する審査基準が、当時の震災で疲弊しているその状況ですから、みんな緩く貸したんですよね。審査が甘く、どうぞどうぞと貸したわけですよ。ただ、それは大衡だけではないです。ほかの市町でもっともっと大きな数字になっているという話を聞きしたことがあるわけですから、だから大衡がどうのこうのじゃないですよ。そういうことで、その審査の基準、当初の貸し付けるときの基準がかなり曖昧というか甘かったということあります。

補足になりました。済みません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 児童福祉費関係のことについてお尋ねをいたします。

10月1日からの幼児教育・保育の無償化によりまして制度が変わったために、入ってくるお金の項目もちょっと変わったんだろうと思います。それで、国県負担金、これが3,400万円ほどマイナスになっております。

補正予算書の12ページでございます。児童福祉費補助金、地域子ども・子育て、それから保育対策総合支援、子育てのためのいろいろな補助金等々の項目がございますが、その中で保育対策総合支援事業費補助金、国の補助金ですね、これが606万3,000円の減、それから県費に至っては455万7,000円の増、それから大衡村の歳出のほうになりますと203万1,000円の減になっております。この関連についてご説明を願います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、歳入の民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金でございます。こちらにつきましては保育対策総合支援事業費補助金606万3,000円の減でございますが、こちらにつきましては当初、国、県それぞれで補助金の交付がなされるものということで予算措置をしてございました。元年度になりまして県一括での補助金ということに制度が変わりまして、国の分につきましては減額としております。このことによって県費のほうは増額ということになってございます。

子育てのための施設等利用給付交付金、こちらにつきましては昨年10月からの幼児教育・保育無償化に伴いまして、認可外ですとか預かり保育に対しましての交付金ということになります。それに伴いまして、歳出のほうですが、児童保育費の減額につきましては、こちら、先ほど佐々木議員からもご質問がありましたが、委託料と負担金補助及び交付金で大きくマイナスとなってございます。こちらにつきましては、制度が改まったもので、今まで教育委員会のほうで予算措置をされておりました就園奨励費絡みもございます。負担金補助及び交付金につきましては、こちらにつきましては事業確定による減額が主なものでございます。

保育対策総合支援事業費補助金につきましての減額は、こちらも実績ということで国から県に一括とはなりましたが、実績に基づいての減額ということでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 無償化という言葉を聞きますともう非常に簡単に考えているんですが、実際はかなり複雑多岐な事業というふうに現場の声を聞いております。大衡はいち早く無償化から外れる給食費について助成をしておりますからですけれども、本来は非課税で保育料がゼロだった世帯にも給食費が取られるという大変イレギュラーな状況が発生したりして、現場はとても大変だということを聞いております。

今後、3月の補正ですからこれがほぼ確定という状況になるでしょうけれども、そういった事務手続上の混乱さがこれからも見てとれますので、ひとつ本当に遺漏がなきようにお願いをしたいと思いますが、その辺をお願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在3月補正で計上させていただいておりますが、正直なところ、これから実績報告を行いまして確定という段階になるかと思われます。現段階で

は3月までの見込みを立てまして申請等を行ってきているところではございますが、国  
のほうもなかなか審査が追いつかない状態で、変更なり修正の指摘等のご連絡も2  
月末になってからということもございます。今後、若干変動があると見込まれるものに  
つきましては、改めて慎重に精査した上で再度、専決などでの対応をよろしくお願ひし  
たいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 皆さん、いろいろと質問したので余り数はないんですけども、34ペー  
ジの道路新設改良費についてちょっとお伺いしたいと思います。その中で道路改良が主  
なんですけれども、その中で海老沢線外1改良舗装工事、この200万円ほど増額になって  
いますけれども、それの内訳ですね。

それから、長町小沼田前線、これが1,100万円ほど減となっていますけれども、これの  
内訳をお願いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず海老沢線の増額、208万2,000円でございますが、こちらに  
つきましては委託料といたしまして不動産鑑定に係る業務委託料分について増額をさせ  
ていただいております。

それと、長町小沼田前線改良舗装事業の1,149万4,000円の減でございますが、こちら  
につきましては現在、測量調査設計をやっておりますが、入札の関係で大分請負差金が  
出まして、その分につきまして減額をさせていただくものでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 海老沢線なんですけれども、これは今、不動産業務のほうをやられてい  
るということなんですけれども、令和2年の新事業の中で当然改良工事が入ってくるん  
ですけれども、この不動産業務はもうこれで完了ということで理解してよろしいんでし  
ょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 不動産鑑定業務につきましては、これから行うものでございま  
して、現在行っておりますのは道路の測量調査・設計業務のほうを行っております、  
こちらのほうも台風19号の影響で一部、請負者が作業を中断した時期がございましたの  
で繰り越しになるかと思うんですが、住民説明会を経まして設計をまとめていきたいと  
いうふうな段階になっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 海老沢のほうはわかりました。

それから、長町小沼田前線、これは今年度、令和元年度の工事事業としてはどういったものがあと残っているのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 長町小沼田前線につきましては、現在、測量調査・設計業務のほうを行っておりまして、こちらも海老沢線同様、台風19号の関係で請負者の業務がちょっと休止になりまして、今、設計がほぼまとまった状況であるんですが、住民説明会を経まして設計をまとめたいというふうに考えておりまして、令和2年度に入つてから用地補償関係という形で進めていきたいというふうに計画しているものでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） では、1点だけ。17ページの雑入の中で国道4号拡幅工事に係る工作物移転補償金、この該当者の工作物は何だか教えてください。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 国道4号拡幅に係る工作物の移転の関係でございますけれども、三本木境、吹付とラサ工業のあたりの部分の大衡村の看板があったのはご存じかと思います。「大衡村、ようこそ大衡村へ」の看板、その部分のいわゆる移転補償に係る補償経費でございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 看板の移転補償ですけれども、その拡幅後、今後どの場所に設置するか、検討はされておりますか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、再設置の場所についてはまだ考えてございません。とりあえずこここの部分についてのいわゆる工作物の移転料と移転の雑費補償金ということでこの金額が出てきているという形でございますので、またちょっと再設置の場所、その辺についてはまだ未定ということでのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を2時30分といたします。

午後 2時17分 休憩

---

午後 2時30分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長より発言を求められておりますので、これを許します。教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほど文屋裕男議員からの質問に対して、ちょっと私の方で間違った回答をしてしまいましたので、訂正しておわび申し上げます。

そのことについてですが、保護者につきましては、先ほど申し上げましたように小学生であっても中学生であっても高校生であっても構わないんですけれども、教育委員の中に保護者を入れることが必須事項になっているということです。

大変申しわけありませんでした。

議長（細川運一君） という訂正でございます。ご了解願います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

---

日程第6 議案第13号 令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第13号、令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第13号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第13号別紙、令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額か

ら歳入歳出それぞれ2,873万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,750万5,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税774万円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税3万2,000円の減、いずれも収入見込みによる減額でございます。

次のページ、3款1項1目保険給付費等交付金2,024万7,000円の減、1節普通交付金は療養給付費の算出減額相当分でございます。2節特別交付金は交付見込みによる減額でございます。

3目災害臨時特例補助金8,000円の減、確定によるものでございます。

4目社会保障・税番号制度システム整備費補助金55万円の増、こちらは交付見込みによるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金1万7,000円の減、実績による減額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金123万9,000円の減、事業費確定によるものでございます。続きまして、8ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費5,000円の増、人件費分の補正でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2,000万円の減、3月の支給決定分までの見込みによるものでございます。

次のページ、4項1目出産育児一時金168万円の減、見込みによる減額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から10ページの3項介護納付金分の減額については、納付金額確定によるものでございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費149万6,000円の減、事業完了によるものでございます。

6款1項1目財政調整基金積立金1万7,000円の減、預金利息の予定額による減額でございます。

9款1項1目予備費714万円の増額については、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 県支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、ゼロからの

補助金増額になっているんですけども、この詳細、また、支出部分はどこに当たるのか伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） こちらのシステムの改修費に対する補助金なんすけれども、歳出のほうは12月の段階で補正させていただきまして、その段階でちょっと歳入の見込みが、まだ財源の見込みが立っていなかつたものですから、今回歳入のほうの交付金の見込みがある程度立ったので歳入の補正の計上をした次第であります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 歳出関係で2款の保険給付費すすけれども、各項ともこのように2,000万円、168万円、893万5,000円等々、減額を今回しているわけですが、先ほど3月支給確定見込みやら事業費確定という説明、事業費確定の見込みの中で減額というふうに受けとめましたが、そのようなことで十分、予算執行上、問題なくこの減額で対応できるというふうに解釈してよろしいのか伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 当然、不測の事態がない限りはこの減額補正ができるということで計上させていただきました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第14号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第14号、令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第14号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和元年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,179万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして6ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入の1款1項1目下水道事業負担金17万2,000円の増です。こちらは、1節公共下水道受益者負担金といたしまして確定によるものとなっております。2節維持管理負担金につきましては、糸繩ポンプ場の大和町からの負担金確定によるものとなっております。

3節工事費負担金8万円の減につきましては、台風19号で被災しました糸繩ポンプ場災害復旧工事に係る大和町からの負担金確定によるものとなっております。

2款1項1目下水道使用料180万円の減です。こちらは収入見込みによるものとなっております。

2項1目手数料5万6,000円の増です。1節排水設備工事責任技術者登録手数料と2節指定店登録手数料、それぞれ見込みによるものとなっております。

3款1項1目下水道事業国庫補助金32万3,000円の減です。こちらは、糸繩ポンプ場の災害復旧工事費に係る災害の補助金確定見込みによるものとなっております。

4款1項1目一般会計繰入金307万2,000円の増です。歳入歳出調整によるものです。

続きまして、歳出について、8ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費151万円の増です。19節負担金補助及び交付金といたしまして、吉田川流域下水道維持管理負担金、これは見込みによるものとなっております。27節公課費135万3,000円の増は、支払消費税確定によるものとなっております。

2目管渠管理費38万3,000円の減は、工事請負費の減額で、糸繩ポンプ場災害復旧工事に係るものといたしまして事業費確定によるものとなっております。

2款1項1目元金15万3,000円の増、2目利子10万3,000円の減につきましては、確定によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 済みません。衡下地区の糸繩ポンプ場災害復旧工事関係、確定事業費、契約額、それから契約方法だけお答えください。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 災害復旧の工事費といたしまして、まず糸繩ポンプ場の応急復旧工事といたしまして40万7,000円、糸繩ポンプ場の応急本復旧工事といたしまして671万円となっております。

契約方法につきましては、随意契約となっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 看板が上がっているようですが、工期はいつまでに設定しているか確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工期につきましては3月末となっておりますが、工事、発注をしておりますが、工事、配電盤の受注発注になるんですが、こちらの納品の関係でこちらも事業は繰り越しをさせていただく見込みとなっております。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第15号 令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第15号、令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第15号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額か

ら歳入歳出それぞれ355万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,578万1,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業分）でございます。80万円の減でございます。事業費の減額見込みに合わせて補正するものでございます。

5目その他補助金交付金6,000円の増、説明記載にありますシステム改修費補助金2万2,000円の減、災害臨時特例補助金2万8,000円の増、どちらも見込みによる補正でございます。

4款1項2目地域支援事業交付金108万円の減、5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）50万円の減、事業費減額見込みによるものでございます。

次のページの7款1項2目その他一般会計繰入金56万4,000円の減、こちらにつきましては黒川行政事務組合介護認定審査会経費負担金の減額によるものでございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）50万円の減、事業費減額見込みによるものでございます。

8款1項1目介護サービス計画収入11万5,000円の減、総合事業ケアマネジメント費の減額によるものでございます。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費9,000円の増、人件費の補正でございます。

3項2目認定審査会共同設置負担金56万4,000円の減、説明記載にありますとおり、黒川行政事務組合の介護認定審査経費負担金分の減額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費222万9,000円の増、こちらにつきましては居宅介護サービス給付費事業190万9,000円、介護予防サービス給付費事業32万円の増でございます。それぞれ見込みによるものでございます。

次のページの3目居宅介護福祉用具購入費10万円の減、こちらにつきましては購入予定者がいないため減額するものでございます。

4目居宅介護住宅改修費18万円の増、改修相談見込みによる増額でございます。

6目地域密着型介護サービス給付費220万円の減、見込みによる減額でございます。

2項1目高額介護サービス等費47万円の増、こちらにつきましても見込みによるものでございます。

次のページをお開き願います。

10ページ、3項1目審査支払手数料10万9,000円の減。

4項1目特定入所者介護サービス等費47万円の減。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費300万円の減。

2目介護予防ケアマネジメント事業費25万5,000円の減。

2項1目一般介護予防事業費9万3,000円の減。

3項1目総合相談事業費6万8,000円の増。

4目任意事業費112万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6目生活支援体制整備事業費1万円の減。

4項1目審査支払手数料1万3,000円の減。

前ページの2款3項1目から3款4項1目までの補正につきましては、3月までの事業見込みによるものでございます。

7款1項1目予備費142万6,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第16号 令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第16号、令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計

予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第16号別紙でご説明申し上げます。

令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ612万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,517万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正についてでございます。第2表でご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正といたしまして、合併処理浄化槽整備事業債、限度額610万円から350万円を減額し、260万円とするものでございます。

続きまして、7ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入について、1款1項1目合併処理浄化槽分担金54万3,000円の減です。これは、浄化槽設置5基分確定によるものとなっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料25万円の増、これは収入見込みによるものとなつております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金180万1,000円の減です。これは事業費確定に伴うものです。

4款1項1目一般会計繰入金100万7,000円の減です。歳入歳出調整によるものとなつております。

6款1項2目消費税還付金47万3,000円の増です。確定によるものです。

7款1項1目下水道事業債350万円の減です。これは事業費確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費25万5,000円の減です。こちらは、人件費の補正と、19節負担金補助及び交付金につきましては説明記載2件分の確定によるものとなつ

ております。

2目合併処理浄化槽建設費587万3,000円の減です。これは、工事請負費といたしまして事業費確定によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 1点だけ。最後の9ページにあります合併浄化槽設置建設工事、今回587万3,000円、事業費確定によるものということでしたが、現年度における事業、何基なのか、そして最終的に現時点で村内、何基がこの予算での扱いになっているか伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今年度といたしましては、全部で5基を新設しております。事業費といたしましては472万2,000円となっておりまして、この設置に伴いまして管理戸数が374基となっております。

議長（細川運一君） 質疑ございませんね。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第17号 令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第17号、令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案第17号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第17号別紙、令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,403万8,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料34万5,000円の減、収入見込みによる減額でございます。

3款1項1目事務費繰入金15万9,000円の減、人件費、事務費確定による減額でございます。

続きまして、歳出、7ページでございます。

1款1項1目一般管理費5万4,000円の減、人件費分の減額でございます。

2項1目徴収費10万5,000円の減、事務委託料の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金34万5,000円の減、こちらは歳入でご説明申し上げました保険料の減額によるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第18号 令和元年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第18号、令和元年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第18号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和元年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、総則について定めたものでございます。令和元年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出について定めたものでございます。令和元年度大衡村水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的支出といたしまして、第1款水道事業費用2億5,276万3,000円につきまして歳出予算の組み替えを行うものでございます。

内容につきまして、3ページからの予算説明書でご説明を申し上げます。

収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費850万円の増につきましては、2節受水費の増額で支出見込みによるものとなっております。

2目配水及び給水費76万円の減につきましては、4節、9節、10節につきましては支払い見込みによるものとなっております。6節委託料52万円の減につきましては、事業費確定によるものとなっております。

4目総係費23万8,000円の減につきましては、人件費の補正と、14節委託料、16節賃借料、21節会議費負担金につきましては精算見込みによるものとなっております。

5目減価償却費240万円の増につきましては、中央監視装置更新に伴う確定によるものとなっております。

6目資産減耗費35万4,000円の増につきましては、戸口配水池の自家発電装置更新に伴い、旧装置分の残存価格分を除去するものとなっております。

4項1目予備費1,025万6,000円の減につきましては、歳出予算の調整によるものとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第12 議案第19号 令和2年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 日程第13 議案第20号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 日程第14 議案第21号 令和2年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 日程第15 議案第22号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 日程第16 議案第23号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 日程第17 議案第24号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 日程第18 議案第25号 令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第12、議案第19号、令和2年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第13、議案第20号、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第14、議案第21号、令和2年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第15、議案第22号、令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第16、議案第23号、令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第17、議案第24号、令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第18、議案第25号、令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第19号から日程第18、議案第25号までの7件は一括議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明はくればれも概要、要点のみを簡潔に説明願います。

一般会計について企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、令和2年度の各種会計予算書によりご説明申し上げたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第19号、令和2年度大衡村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億4,000万円と定めるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の規定でございまして、第2表でご説明申し上げます。

第3条につきましては、地方債の規定でございまして、第3表でご説明申し上げます。

第4条につきましては、一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、歳入歳出予算の流用の規定でございます。

それでは、7ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為でございます。4件ございます。

1件目、令和2年度大衡村中小企業振興資金損失補償料、期間が令和3年度から令和12年度まで、限度額が170万円でございます。

2件目、令和2年度大衡村中小企業振興資金融資利子補給金、令和3年度から令和10年度まで、限度額が200万円でございます。

3件目、令和2年度小規模事業者経営改善資金利子補給金、令和3年度から令和5年度まで、限度額が70万円でございます。

4件目、令和2年度万葉のびのび子育て支援事業、令和3年度から令和4年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

以上4件を設定するものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、地方債の関係でございます。

まず、道路橋梁整備事業債でございます。限度額が7,520万円、尾西中山線及び海老沢線外2改良舗装事業へ充当するものでございます。

辺地対策事業債2,350万円、長町小沼田前線改良舗装事業、歩道除雪機購入事業、小型動力ポンプつき軽積載車導入事業へ充当するものでございます。

公園整備事業債820万円、公園長寿命化対策事業へ充当するものでございます。

公営住宅整備事業債 1 億500万円、河原住宅改修事業へ充当するものでございます。

臨時財政対策債につきましては、 1 億3,000万円とするものでございます。

9 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算についてご説明申し上げたいと思います。 9 ページ、事項別明細でございます。

1 款村税14億2, 534万円、前年度比5.5%の増でございます。 内訳でございますけれども、個人村民税、法人村民税、固定資産税、軽自動車税で増額、たばこ税で減額となつているものでございます。

2 款地方譲与税4, 813万1,000円。

3 款利子割交付金21万円。

4 款配当割交付金103万4,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金89万円。

6 款法人事業税交付金1, 449万円。

7 款地方消費税交付金 1 億8, 134万4, 000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金1, 233万4, 000円。

9 款環境性能割交付金488万4, 000円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金2, 400万円。

11款地方特例交付金500万円。

12款地方交付税 5 億5, 600万円、昨年と同額で計上しているものでございます。

13款交通安全対策特別交付金110万円。

14款分担金及び負担金95万5, 000円。

15款使用料及び手数料9, 096万円。

16款国庫支出金 6 億1, 599万3, 000円、4.9%の減でございます。 道路費及び公園費補助金の減が主なものでございます。

17款県支出金 2 億2, 778万円、1.3%の増でございます。 教育費県補助金が主なものでございます。

18款財産収入5, 598万円。

19款寄附金500万1, 000円、ふるさと寄附金の増分でございます。

20款繰入金 6 億8, 790万3, 000円、これにつきましては4%の減となっているものでございます。

21款繰越金1,000万円。

22款諸収入2,877万1,000円。

23款村債3億4,190万円、32.4%の減となっているものでございます。

歳入合計につきましては、43億4,000万円でございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款議会費8,739万3,000円。

2款総務費6億5,513万9,000円、9.9%の増となってございますが、演習場周辺整備対策費に係る給食センター設置基金への積立金の増などが主なものでございます。

3款民生費9億8,789万7,000円、2.4%の増、増の要因といたしまして各種事業費の扶助費などが増加要因となっているものでございます。

4款衛生費4億1,324万9,000円、6.3%の増でございます。

5款農林水産業費1億2,742万9,000円、2%の減でございます。

6款商工費1億1,200万円、15.3%の減でございます。主な要因でございますけれども、企業立地奨励金の減が主な要因でございます。

7款土木費9億1,185万7,000円、18.2%の減でございます。継続事業といたしまして、尾西中山線・海老沢線外1・長町小沼田前線改良舗装事業、河原住宅改修事業がございます。減の主な要因といたしまして、これら道路事業費の減、公園費に係る遊具長寿命化等工事の減が主なものでございます。

8款消防費1億6,053万2,000円、5%の減でございます。増の要因でございますけれども、黒行の負担金やミニバン型消防車の購入経費が主な要因でございます。

9款教育費4億4,943万8,000円、0.5%の増となっております。増減がございますけれども、増の要因としては心のケアハウス事業、小学校のプール改修事業が増の主な要因でございますけれども、減の要因といたしましては衡中北集会所建設事業完成による減が主なものでございます。

10款災害復旧費7,998万5,000円。

11款公債費3億4,474万7,000円。

12款諸支出金1,000円。

13款予備費1,033万3,000円でございます。

歳出合計も歳入と同じ43億4,000万円でございます。

予算書、飛びまして、102ページでございます。102ページからから108ページまでは給与費の明細書がございます。109ページから112ページまでにつきましては、債務負担行為の一覧表でございます。113ページにつきましては地方債関係の調書、それぞれ記載してございます。後ほどご確認のほうよろしくお願ひいたします。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 次に、国保、後期高齢会計について、住民生活課長、説明願います。

住民生活課長（金刺隆司君） 国民健康保険事業勘定特別会計についてご説明いたします。

予算書114ページをお開き願います。

令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,600万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の規定でございます。借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げますので、120ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税8,062万5,000円、前年比1,021万5,000円の減額でございます。1節医療給付費分、2節後期高齢者支援金分につきましては世帯数648世帯、被保険者数1,102名分、3節介護納付金につきましては世帯数269世帯、被保険者数321人で算出しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、廃止整理でございます。

次のページをお開き願います。

2款1項1目督促手数料3万円は前年同額でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3億6,514万3,000円、1節普通交付金は療養給付費、療養費、高額療養費など保険給付費相当分でございます。2節特別交付金は、保険事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

4款1項1目利子及び配当金3万6,000円、財政調整基金の利子相当分を計上させていただいております。

5款1項1目一般会計繰入金4,300万4,000円、人件費及び事務事業に係る所要額分を

計上させていただいております。

2項1目財政調整基金繰入金3,000万円、財政の安定化を図る財源調整分でございます。

6款繰越金と、次のページ、123ページをお開きいただきまして、7款諸収入につきましては、科目設定としての計上でございます。

続きまして、124ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費972万3,000円、職員1名分の人事費及び事務費でございますが、主なものは人事費のほか保険証や届出証等の印刷製本費やシステム保守料、委託料でございます。

次のページをお開き願います。

2目連合会負担金50万1,000円、宮城県国保連合会に対する負担金でございます。

2項1目賦課徴収費113万2,000円は、賦課徴収事業に係る納付書等の印刷及び委託料が主で、2目納付奨励費194万8,000円につきましては、納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

続きまして、3項1目運営協議会費18万6,000円、村の国保運営協議会の委員に対する報酬並びに費用弁償と国保運営協議会連絡会に対する負担金でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費3億1,555万6,000円、2目一般被保険者療養費347万円、3目審査支払手数料105万円でございますが、過去の実績を踏まえて計上させていただいております。

2項1目一般被保険者高額療養費4,028万5,000円につきましても、過去の実績を参考に計上しております。

127ページ、128ページをお開き願います。

2目一般被保険者高額介護合算療養費、3項移送費につきましては科目設定で、4項出産育児諸費336万2,000円は前年同額で出産8件分、5項葬祭諸費50万円につきましても前年同額で10件分を計上しております。

3款1項医療給付費8,035万4,000円、2項後期高齢者支援金等分3,208万2,000円、次のページをお開き願いまして、3項介護納付金分1,093万円につきましては、県より市町村ごとの納付金を示された額を計上いたしております。

4款1項共同事業拠出金1,000円につきましては、退職者医療制度に係る事務に対し、国保連合会に拠出するものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費271万円は、医療費の適正化を図るため、レセプト点検員

の人物費や健診結果説明会に係る費用等でございます。

2目疾病予防費24万円については、脳ドック助成事業分でございます。

2項1目特定健康診査等事業費817万9,000円、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用分でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金3万7,000円、利子積み立てを見込んでいるものでございます。

131ページ、132ページをお開き願います。

7款公債費、8款諸支出金につきましては、科目設定でございます。

9款予備費1,298万8,000円、こちらにつきましては財源調整でございます。

133ページから138ページにつきましては給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただければと思います。

国保会計については、以上でございます。

引き続き、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

208ページをお開き願います。

令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,300万円と定めるもので、前年度より240万円の増でございます。

第2条は歳出予算の流用規定で、人物費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、213ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料1,952万4,000円、前年度比6%の増でございます。2目普通徴収保険料1,178万7,000円、前年度比0.08%の増でございます。

2款1項手数料については、前年同額を計上しております。

3款1項1目事務費繰入金665万7,000円は人物費を含めた事務費等の繰入分で、2目保険基盤安定繰入金1,498万3,000円につきましては、低所得者に対する法定軽減分を県が4分の3、村4分の1の割合で繰り入れるものでございます。

4款繰越金、次のページ、5款諸収入につきましては、前年度同額で科目設定でございます。

続きまして、215ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費530万7,000円、職員1名分の人物費が主なものでございます。

次のページ、216ページ、217ページをお開き願います。

2項1目徴収費115万5,000円、納税組合等に対する納税奨励事業及び電算処理に対する経費が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,623万4,000円、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ広域連合に納付するものでございます。

3款諸支出金につきましては、前年同額の計上でございます。

4款予備費26万3,000円につきましては、財源調整でございます。

218ページから222ページにつきましては給与費明細でございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、後期高齢者医療特別会計のご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 下水道、戸別合併、水道会計について、都市建設課長、説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） 予算書139ページをお願いいたします。

下水道会計でございます。議案第21号でございます。

令和2年度大衡村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,750万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為についてでございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債について定めたものでございます。第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金について定めたもので、一時借入金の最高額を2,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

続きまして、142ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

令和2年度水洗便所改造資金利子補給、期間が令和3年度から令和6年度で限度額を15万円とするものでございます。

令和2年度水洗便所改造資金損失補償といたしまして、令和3年度から令和6年度、限度額を説明記載のとおりとするものでございます。

続きまして、次のページ、第3表、地方債についてでございます。

特定環境保全下水道事業債の限度額を2,380万円とするものでございます。

続きまして、146ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入の1款1項1目下水道事業負担金28万3,000円でございます。こちらは、受益者負担金滞納繰越分と糸繰ポンプ場の負担金となっております。

2款1項1目下水道使用料9,466万4,000円です。こちらは、使用件数1,120件分に係る使用料で前年度比3.4%増を見込んでおります。

2項1目手数料7万1,000円につきましては、説明のとおりの科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目下水道事業国庫負担金500万円です。こちらにつきましては、沢田汚水マンホールポンプ場の工事に伴う舗装の本復旧に係る補助金となっておりまして、補助率2分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1億3,292万9,000円。

5款1項1目繰越金50万円。

6款1項雑入25万2,000円につきましては、ふるさと祭り下水道コーナー設置に係る下水道公社、下水道協会からの助成金となっております。

2項延滞金につきましては、科目設定です。

7款1項1目下水道事業債2,380万円につきましては、3事業分、沢田汚水マンホールポンプ場の舗装の本復旧、国道4号線の下水道管移設設計業務分、あと公営企業の法適化移行支援業務分となっております。

続きまして、歳出につきまして次のページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費6,201万8,000円です。主なものといたしまして、12節委託料は公営企業の法適化移行業務が含まれております。18節負担金補助及び交付金の主なものといたしまして、吉田川流域下水道維持管理負担金4,680万円につきましては排水量97万8,000円を見込んでいるものでございます。

2目管渠管理費1,604万9,000円につきましては、下水道管72.4キロメートル、マンホールポンプ場13カ所に係る維持管理経費となっておりまして、12節の委託料、例年発注の維持管理業務分が主なものとなっております。

2項1目公共下水道建設費3,504万2,000円、主なものといたしまして、職員1名分の人件費と、12節の委託料1,567万7,000円につきましては国道4号拡幅に伴う下水道管の

移設の設計業務分となっております。14節の工事請負費1,111万円につきましては、沢田汚水マンホールポンプ場の管布設に係る舗装の本復旧分となっております。

次のページをお願いいたします。

1款2項2目流域下水道建設費135万7,000円につきましては、吉田川流域下水道の建設負担金分となっております。

2款1項1目元金1億1,817万4,000円と2目利子2,365万5,000円につきましては、令和元年度末未償還元金11億8,757万2,000円に係る償還元金及び利子となっております。

3款1項1目予備費につきましては、120万5,000円を計上しております。

次のページ以降の給与費明細書につきましては、ごらんいただければと思います。

続きまして、189ページ、浄化槽会計でございます。

議案第23号、令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,970万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為について定めたもので、第2表でご説明申し上げます。

第3条は地方債について定めたもので、第3表でご説明申し上げます。

第4条は一時借入金について定めたもので、一時借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

続きまして、192ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

令和2年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給金といたしまして、期間が令和3年度から令和7年度、限度額を80万円とするものでございます。

令和2年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償金、期間が令和3年度から令和7年度、限度額を記載のとおりとするものでございます。

次のページ、第3表、地方債についてでございます。

合併処理浄化槽整備事業の限度額を460万円とするものでございます。

続きまして、196ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入の1款1項1目合併処理浄化槽分担金51万5,000円につきましては、浄化槽設置5基分に係る受益者分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,608万3,000円、設置基数374基に係る使用料を計上しております。

2項1目手数料は、説明記載科目設定となっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金178万円、こちらは浄化槽設置5基分に係る交付金で補助率3分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金1,661万6,000円。

5款1項1目繰越金10万円。

6款の諸収入につきましては、科目設定となっております。

7款1項1目下水道事業債460万円につきましては、浄化槽設置5基分となっております。

続きまして、次のページ、歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費3,088万6,000円、主なものといたしまして、職員1名分の入件費と、11節役務費につきましては法定検査手数料分、12節委託料につきましては保守点検・清掃委託料等となっております。

2目合併処理浄化槽建設費537万5,000円につきましては、浄化槽設置5基分の工事費が主なものとなっております。

2款1項1目元金163万9,000円と2目利子83万9,000円につきましては、令和元年度末未償還元金6,334万2,000円に係る元金及び利子となっております。

3款1項1目予備費につきましては、96万1,000円とするものでございます。

次ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、223ページ、水道会計でございます。

議案第25号、令和2年度大衡村水道事業会計予算。

第1条は総則についてで、令和2年度大衡村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量についてでございます。給水戸数が1,991戸、年間総給水量が78万6,000立方メートル、1日平均給水量が2,153立方メートルとなっております。

第3条は、収益的収入及び支出についての規定でございます。収入、第1款水道事業費用と支出、第1款水道事業費用、それぞれ2億4,013万4,000円とするものでござります。

次のページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出についての規定でございます。収入の第1款資本的収入が1,000円、支出の第1款資本的支出が3,282万円とするものでございまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,281万9,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金3,281万9,000円で補填するものでございます。

第5条は一時借入金についての規定で、限度額を5,000万円とするものでございます。

続きまして、227ページからの予算実施計画でご説明を申し上げます。

まず、資本的収入及び支出の収入の部、1款1項の営業費用2億207万5,000円のうち主なものといたしまして、1目給水収益2億円につきましては前年度比4.76%減を見込んでおります。

2項営業外収益3,805万7,000円、主なものは、2目の他会計補助金と、6目の長期前受戻入2,614万1,000円につきましては、固定資産の減価償却見合い分を順次収益化するものでございます。

3項の特別収益につきましては、科目設定となっております。

続きまして、支出につきまして229ページをお願いいたします。

1款1項営業費用2億2,030万7,000円、主なものといたしまして1目原水及び浄水費1億2,915万5,000円につきましては大崎広水からの受水費となっております。

それと、4目総掛費2,505万2,000円につきましては、職員2名分の人工費と検針業務、電算システム賃借料となっております。

5目の減価償却費につきましては、4,478万2,000円となっております。

2項営業外費用940万5,000円、こちらにつきましては令和元年度末未償還元金2億532万6,000円に係る企業債の利息及び支払消費税分となっております。

3項の特別損失につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

4項の予備費につきましては、1,042万円とするものでございます。

次のページ、資本的収入及び支出の収入の部、1款1項開発負担金につきましては科目設定です。

支出の部、1款1項建設改良費1,621万7,000円、こちらの主なものといたしまして、2目の配水設備拡張費といたしまして、こちらに国道4号の上水道管の移設に係る詳細設計業務が含まれております。

2項企業債償還金につきましては、1,660万3,000円となっております。

なお、以上の詳細につきましては、247ページからの予算説明書をごらんいただきたいと思います。また、次ページ以降のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書につきましても、後ほどごらんいただければと思います。

都市建設課所管分については以上となります。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時45分といたします。

午後 3時35分 休憩

---

午後 3時45分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

介護保険会計について、健康福祉課長、説明願います。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、予算書159ページをお開き願います。

令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億4,920万円と定めるものです。

第2条は一時借入金の規定で、一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

第3条は歳出予算の流用の規定で、人件費の流用について定めるものです。

予算の内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、165ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1億2,270万6,000円、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の1号被保険者1,625人のうち、所得段階補正後の被保険者数1,640人で算出しております。

2款1項1目督促手数料は、科目設定です。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分1億233万2,000円は、第7期介護保険事業計画に基づく給付費見込み額に法定負担率の施設サービス分15%、その他サービス分20%相当分を算出したものとなっております。

次のページをお開き願います。

2項1目調整交付金3,107万5,000円は、調整基準給付費見込み額の交付見込み率、令和2年度見込みの5.85%を計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）、合わせて1,305万3,000円につきましては、対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率に基づき計上しており、5目その他補助金交付金33万1,000円につきましてはシステム改修分が主なものになります。

4款1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金、合わせて1億6,381万8,000円につきましては、標準給付費見込み額に法定負担率27%で計上しております。

5款1項1目介護給付費負担金8,738万4,000円につきましても、標準給付費見込み額に法定負担率の施設サービス分17.5%、その他サービス分12.5%で計上しております。

2項財政安定化基金支出金2,000円につきましては、科目設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)、次のページをお開き願いまして、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）、県補助金でございますが、合わせて652万7,000円につきまして対象事業経費に対するそれぞれの法定負担率を掛けて計上しております。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険給付費準備基金の利子相当を計上しております。

7款1項一般会計繰入金でございますが、1目から6目までの合計1億770万4,000円につきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、それから職員1名分の人事費及び事業費分を計上しております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は1,100万円を計上しております。

次のページ、170ページ、171ページをお開き願います。

8款1項1目介護サービス計画収入186万6,000円は、要支援認定者に対する介護予防プランのケアプラン収入を計上しております。

9款繰越金から10款3項1目第三者納付金につきましては科目設定で、2目雑入137万8,000円につきましては、介護予防事業に係る参加者負担金38万5,000円と後期高齢者の参加者割合に基づく後期高齢者広域連合からの事業費補助金99万3,000円を計上しております。

次に、172ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1,063万7,000円、主なものは、2節から4節までは職員1名分の人事費、12節委託料431万2,000円はシステム改修並びに第8期介護保険事業計画策定業務委託料となっております。

2項1目賦課徴収費、2目納入奨励費、合わせて102万4,000円ですが、主に納付書等の印刷並びに保険料完納奨励金となっております。

3項1目認定調査等費249万1,000円は、介護認定調査等の経費で年間220件分を計上しております。

2目認定審査会共同設置負担金212万9,000円は、黒川地域行政事務組合の介護認定審査会に係る負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

4項1目運営協議会費14万1,000円、こちらは介護保険運営協議会開催に係る経費で、委員6名の報酬、費用弁償となっております。

2款1項介護サービス等諸費、こちらから176ページの4項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費5億8,374万3,000円につきましては、第7期介護保険事業計画に基づくそれぞれのサービス給付見込み額を計上しております。

176ページ、3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費1,222万6,000円の主なものは、要介護・要支援状態にならないための通所型サービスAのはつらつ塾、通所型サービスCの元気アップ教室などを行う事業委託料の12節350万1,000円と、サービス利用に係る国保連支払分の18節負担金850万円となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費352万1,000円、こちらは介護予防システムの保守料及びリース料と介護予防ケアプラン作成委託料となっております。

3目総合事業精算金につきましては、科目設定でございます。

2項1目一般介護予防事業費949万1,000円、こちらは保健師1名分の人事費と脳トレ学習教室、いきいきサロン、介護予防リハビリ指導の事業経費となっております。

次のページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費888万7,000円、主なものは地域包括支援センター事業にかかる会計年度任用職員を含む保健師2名分の人事費となっております。

2目権利擁護事業費46万4,000円、権利擁護、成年後見制度利用のための支援に充てる

経費となっております。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2万7,000円、こちらはケアマネジャーの資質向上に係るケアマネ・ケアスタッフ研修会の経費となっております。

4目任意事業費847万3,000円、主なものとしては、12節委託料401万5,000円は配食サービス、緊急通報システム、介護者のつどいなどの経費で、19節扶助費430万1,000円は紙おむつ支給事業に係る経費となっております。

5目 在宅医療介護連携推進事業費につきましては、事務費分でございます。

6目生活支援体制整備事業費467万8,000円、職員1名分の人物費と地域支え合いに係るアドバイザー派遣等の経費となっております。

次のページをお願いいたします。

7目認知症総合支援事業費19万4,000円につきましては、認知症初期集中チームに係る医師等の報酬費等となっております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金4,000円は、基金利子相当分となっております。

5款公債費から6款諸支出金につきましては、科目設定でございます。

182ページをお開き願います

7款予備費101万4,000円は、財源調整としております。

183ページから188ページまでは給与費明細となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております令和2年度大衡村各種会計予算7件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、令和2年度大衡村各種会計予算7件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました7件の議案については、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月12日まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3月12日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで予算審査特別委員会において、予算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は委員長、副委員長が決定次第、開きます。

午後 3時57分 休憩

---

午後 4時05分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に赤間しづ江君、副委員長に遠藤昌一君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月7日から3月11日までの7日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月11日までは休会とすることに決定をいたしました。

なお、3月12日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 4時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員